

第三樓郵便物語

官報

○国第十九回
參議院會議錄第六十二号

号外 昭和二十九年六月十五日

官報号外 昭和二十九年六月十五日

○第十九回 参議院会議録第六十二号

昭和二十九年六月十五日(火曜日)午前
十一時三十三分開議

議事日程 第六十四号

昭和二十九年六月十五日

午前十時開議

第一 國家公安委員会委員の任命
に関する件

第二 内閣及び総理府關係法令の
整理に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第三 航空技術審議会設置法案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第四 元南西諸島官公署職員等の
身分、恩給等の特別措置に関する
法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第五 恩給法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第六 行政機関職員定員法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第七 総理府設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第八 裁判所職員定員法等の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第九 昭和二十九年度の揮発油課
与税に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第十 日本国における国際連合
の軍隊の地位に関する協定の実
施に伴う地方税法の臨時特例に
関する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第十一 賃屋営業法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第十二 地方自治法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第十三 地方公務員法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第十四 市町村職員共済組合法案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第十五 奄美群島復興特別措置法
案(衆議院提出) (委員長報告)

第十六 行政書士法廃止反対に關
する請願 (二十三件) (委員長報告)

第十七 営業用トラックの自動車
税軽減に関する請願(三十二件)
(委員長報告)

第八 裁判所職員定員法等の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第九 昭和二十九年度の揮発油課
与税に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付) (委員長報告)

第一〇 日本国における国際連合
の軍隊の地位に関する協定の実
施に伴う地方税法の臨時特例に
関する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第一一 賃屋営業法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第一二 地方自治法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付) (委員長報告)

第一三 地方公務員法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付) (委員長報告)

第一四 市町村職員共済組合法案
(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)

第一五 奄美群島復興特別措置法
案(衆議院提出) (委員長報告)

第一六 行政書士法廃止反対に關
する請願 (二十三件) (委員長報告)

第一七 冷害因作に対する平衡交
付金増額等の請願 (二件) (委員長報告)

第一八 地方公共団体の財政再建
整備法制定促進等に関する請願
(委員長報告)

第一九 地方財政再建整備法制定
に関する請願 (委員長報告)

第二〇 町村合併促進に関する請
願 (一件) (委員長報告)

第二一 特別平衡交付金増額に關
する請願 (委員長報告)

第二二 地方財政制度改革に関する
請願 (委員長報告)

第二三 平衡交付金の積雪寒冷地
域判定に関する請願 (委員長報告)

第二四 国庫納付金制度廃止に關
する請願 (三件) (委員長報告)

第二五 洋服仕立業者等に対する
事業税特別措置の請願 (委員長報告)

第二六 貨物自動車運送事業等の
事業税の外形標準課税撤廃に關
する請願 (二十三件) (委員長報告)

第二七 バスの自動車税軽減に關
する請願 (二十二件) (委員長報告)

第二七 バス事業に対する事業税
の外形標準課税撤廃に関する請
願 (二十件) (委員長報告)

第二八 営業用トラックの自動車
税軽減に関する請願 (三十二件)
(委員長報告)

第二九 バスの自動車税軽減に關
する請願 (二十二件) (委員長報告)

第三〇 地方税法第百四十九条改
正等に関する請願 (委員長報告)

第三一 日本国鉄道等に固定資
産税を賦課するの請願 (委員長報告)

第三二 遊興飲食税の国税移管反
対等に関する請願 (委員長報告)

第三三 遊興飲食税の一部を市町
村に還元するの請願 (十件) (委員長報告)

第三四 十し業の遊興飲食税軽減
に関する請願 (委員長報告)

第三五 簡易旅館等の遊興飲食税
軽減に関する請願 (委員長報告)

第三六 洗濯業の地方税に関する
請願 (委員長報告)

第三七 中小商工業者の事業税に
関する請願 (委員長報告)

第三八 事業税軽減に関する請願
(八件) (委員長報告)

第三九 事業税に関する請願 (委員長報告)

第四〇 地方税法中一部改正に關
する請願 (七件) (委員長報告)

第四一 印刷基本美術家の地方税
軽減に関する請願 (委員長報告)

第四二 理容師美容師の特別所得
税引上げ反対に関する請願 (二
件) (委員長報告)

第四三 水産業協同組合共済会の
地方税非課税措置継続に関する
請願 (委員長報告)

第四四 固定資産平均価格引下げ
に関する請願 (委員長報告)

第四五 入湯税の地域差設定に關
する請願 (委員長報告)

第四六 寡婦世帯の市町村民税減
免に関する請願 (委員長報告)

第四七 警察法中一部改正に關す
る請願 (委員長報告)

第四八 古物営業法第一条第一項
改正に關する請願 (委員長報告)

第四九 選舉違反の連座制強化に
関する請願 (七件) (委員長報告)

第五〇 恩給法附則第二十四条第
四号改正に關する請願 (委員長報告)

五一 恩給不均衡是正に關する
請願 (四十四件) (委員長報告)

五二 恩給法中一部改正等に關
する請願 (委員長報告)

五三 恩給法中一部改正に關す
る請願 (十六件) (委員長報告)

五四 恩給金庫設置に関する請
願 (十六件) (委員長報告)

五五 時効にかかる傷病恩給の
取扱に関する請願 (委員長報告)

昭和二十九年六月十五日 参議院会議録第六十一号 件 議長の報告 会議 国家公安委員会委員の任命に関する件 議事日程追加の件 運輸審議会委員の任命に関する件

11111E

- | | | | |
|-------------------------------|---------|------------------------------|----------------------------|
| 第五六 元台灣州厅有結束員の恩給に関する請願 | (委員長報告) | 第七二 國庫納付金制度廃止に関する陳情 | (委員長報告) |
| 第五七 元樟太時定郵便局長の恩給に関する請願 | (委員長報告) | 第七三 公共団体の電気起債なく促進に関する請願 | (委員長報告) |
| 第五九 戰没者遺族の扶助料支給 | (委員長報告) | 第六〇 恩給改訂等に関する請願 | (委員長報告) |
| 第六一 恩給改訂に関する請願 | (委員長報告) | 第六二 査美大島公務員の身分等に関する請願 | (委員長報告) |
| (百六十四件) | (委員長報告) | (委員長報告) | (委員長報告) |
| 第六三 行政制度改革に関する陳情(二件) | (委員長報告) | 第六四 地方自治確立等に関する陳情 | (委員長報告) |
| (委員長報告) | (委員長報告) | (委員長報告) | (委員長報告) |
| 第六五 地方公務員の停年制に関する陳情 | (委員長報告) | 第六六 知事官選制反対に関する陳情 | (委員長報告) |
| (三件) | (委員長報告) | (三件) | (委員長報告) |
| 第六七 地方公務員の恩給に関する陳情 | (委員長報告) | 第六八 地方公共団体の財政再建に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第六九 地方財政再建整備法制定促進に関する陳情 | (委員長報告) | 第八一 消防機構並びに消防制度の改革に関する陳情 | (委員長報告) |
| (五件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七〇 町村合併經費国庫補助に関する陳情 | (委員長報告) | 第八二 消防機構改革に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七一 合併町村の育成に関する陳情 | (委員長報告) | 第八三 消防施設費国庫補助に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七二 國庫納付金制度廃止に関する陳情 | (委員長報告) | 第八四 市町村消防施設費国庫補助に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七三 公共団体の電気起債なく促進に関する請願 | (委員長報告) | 第八五 參議院議員全国区選挙庶民権に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七四 地方財政確立に関する陳情 | (委員長報告) | 第八六 恩給法等の一部改正に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七五 地方財政再建整備等に関する陳情 | (委員長報告) | 第九一 恩給法中一部改正に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七六 バス事業に対する事業税の外税率課税撤廃に関する陳情 | (委員長報告) | 第九二 恩給不均衡是正等に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七七 パスの自動車税軽減に関する陳情 | (委員長報告) | 第九三 在沖繩査美大島出身公務員の身分引継に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七八 営業用トラックの自動車税軽減等に関する陳情 | (委員長報告) | 第九四 地方自治功労者の榮典制度確立に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第七九 地方税法中一部改正に関する陳情(二件) | (委員長報告) | 第九五 港湾行政機構簡素化等に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第八〇 製氷、冷凍業の電気ガス税免除に関する陳情 | (委員長報告) | 第九六 北海道の国費事業予算早期令達等に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第八一 消防機構並びに消防制度の改革に関する陳情 | (委員長報告) | 第九七 北海道開発事業費増額に関する陳情 | (委員長報告) |
| (二件) | (委員長報告) | (二件) | (委員長報告) |
| 第八三 消防施設費国庫補助に関する陳情 | (委員長報告) | ○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、 | |
| (二件) | (委員長報告) | 昨十四議長において、常任委員を左の通り指名いたしました。 | |
| 第八四 市町村消防施設費国庫補助に関する陳情 | (委員長報告) | 電気通信委員 野村吉三郎君 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 同日議長において、左の常任委員の許可を許可した。 | 労働委員 深水 六郎君 |
| 第八五 參議院議員全国区選挙庶民権に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| 第八六 恩給法等の一部改正に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 第八七 参議院議員全国区選挙庶民権に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| 第八八 恩給法中一部改正等に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| 第八九 恩給法等の一部改正に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 第九〇 恩給金庫設置に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| 第九一 恩給法中一部改正に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| 第九二 恩給不均衡是正等に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 第九三 在沖繩査美大島出身公務員の身分引継に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| 第九四 地方自治功労者の榮典制度確立に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| 第九五 港湾行政機構簡素化等に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 第九六 北海道の国費事業予算早期令達等に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| 第九七 北海道開発事業費増額に関する陳情 | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| (二件) | (委員長報告) | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |
| ○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、 | | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 労働委員 深水 六郎君 |
| 岩村 勝 | | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 中島登喜治 | | 内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号 | 郵政委員 大野木秀次郎君 |

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致を以て同意することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第二、内閣及び総理府関係法令の整理に関する法律案

行政機関の長に勧告することができる。

(組織)

第四条 審議会は、会長一人、副会長一人及び委員十五人以内で組織する。

(会長、副会長及び委員)

第五条 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 副会長は、國務大臣のうちから内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、学識経験のある者及び関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とす。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六条 会長は、会務を總理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に關する調査を終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第八条 審議会に、審議に必要な調査をさせるため、部会を置くことができる。

行政協議会事務局において処理する。

(幹事)

第九条 審議会に、幹事十五人以内を置く。

2 幹事は、学識経験のある者及び関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、委員に対し事務上の援助をする。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、科学技術

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

第十二条の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年五月三十日」に、「昭和二十九年五月三十日」を「昭和二十九年六月三十日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

昭和二十九年五月二十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年六月一日

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公署の職員で、その当時の法令に基

いて組織されていた共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島民政府職員となつた場合には、

これらの者に対し、共済組合関係

法令のいわゆる長期給付、即ち退

職給付、廃疾給付、遺族給付に關

する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、身分の継続

を認めようとするものであつて、

適切妥当な措置と認めた。但し、

本委員会においては、その施行期

日について所要の修正を加えた。

一、事件の利害得失

共済組合の給付に關し、元南西諸島官公署職員を保護し得る利益がある。

三、費用

本法施行により、特段の費用を必要としない。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月三十日」を「同年六月一日」に改める。

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月二十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

昭和二十九年六月一日

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公

署の職員で、その当時の法令に基

いて組織された共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島民政府職員となつた場合には、

これらの者に対し、共済組合関係

法令のいわゆる長期給付、即ち退

職給付、廃疾給付、遺族給付に關

する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、身分の継続

を認めようとするものであつて、

適切妥当な措置と認めた。但し、

本委員会においては、その施行期

日について所要の修正を加えた。

一、事件の利害得失

共済組合の給付に關し、元南西諸島官公署職員を保護し得る利益

がある。

三、費用

本法施行により、特段の費用を必要としない。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月三十日」を「同年六月一日」に改める。

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公

署の職員で、その当時の法令に基

いて組織された共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島民政府職員となつた場合には、

これらの者に対し、共済組合関係

法令のいわゆる長期給付、即ち退

職給付、廃疾給付、遺族給付に關

する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、身分の継続

を認めようとするものであつて、

適切妥当な措置と認めた。但し、

本委員会においては、その施行期

日について所要の修正を加えた。

一、事件の利害得失

共済組合の給付に關し、元南西諸島官公署職員を保護し得る利益

がある。

三、費用

本法施行により、特段の費用を必要としない。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月三十日」を「同年六月一日」に改める。

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公

署の職員で、その当時の法令に基

いて組織された共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島民政府職員となつた場合には、

これらの者に対し、共済組合関係

法令のいわゆる長期給付、即ち退

職給付、廃疾給付、遺族給付に關

する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、身分の継続

を認めようとするものであつて、

適切妥当な措置と認めた。但し、

本委員会においては、その施行期

日について所要の修正を加えた。

一、事件の利害得失

共済組合の給付に關し、元南西諸島官公署職員を保護し得る利益

がある。

三、費用

本法施行により、特段の費用を必要としない。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月三十日」を「同年六月一日」に改める。

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公

署の職員で、その当時の法令に基

いて組織された共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島民政府職員となつた場合には、

これらの者に対し、共済組合関係

法令のいわゆる長期給付、即ち退

職給付、廃疾給付、遺族給付に關

する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、身分の継続

を認めようとするものであつて、

適切妥当な措置と認めた。但し、

本委員会においては、その施行期

日について所要の修正を加えた。

一、事件の利害得失

共済組合の給付に關し、元南西諸島官公署職員を保護し得る利益

がある。

三、費用

本法施行により、特段の費用を必要としない。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月三十日」を「同年六月一日」に改める。

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公

署の職員で、その当時の法令に基

いて組織された共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島民政府職員となつた場合には、

これらの者に対し、共済組合関係

法令のいわゆる長期給付、即ち退

職給付、廃疾給付、遺族給付に關

する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、身分の継続

を認めようとするものであつて、

適切妥当な措置と認めた。但し、

本委員会においては、その施行期

日について所要の修正を加えた。

一、事件の利害得失

共済組合の給付に關し、元南西諸島官公署職員を保護し得る利益

がある。

三、費用

本法施行により、特段の費用を必要としない。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月三十日」を「同年六月一日」に改める。

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公

署の職員で、その当時の法令に基

いて組織された共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島民政府職員となつた場合には、

これらの者に対し、共済組合関係

法令のいわゆる長期給付、即ち退

職給付、廃疾給付、遺族給付に關

する規定の適用については、恩給等の取扱いと同様に、身分の継続

を認めようとするものであつて、

適切妥当な措置と認めた。但し、

本委員会においては、その施行期

日について所要の修正を加えた。

一、事件の利害得失

共済組合の給付に關し、元南西諸島官公署職員を保護し得る利益

がある。

三、費用

本法施行により、特段の費用を必要としない。

第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十日」を「同年七月一日」に改める。

第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月三十日」を「同年六月一日」に改める。

二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政分離の前日に

おいて、元南西諸島にあつた官公

署の職員で、その当時の法令に基

いて組織された共済組合の組

合員であつた者が引き続き琉球諸

島官公署職員が、引き続琉球諸島民政府職員となつたときは、その者たち、奄美群島の復帰に伴うたばこ専売法等の適用の暫定措置等に関する政令(昭和二十八年政令第四百六号)第十一条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける者を除き、昭和二十一年一月二十九日以後旧組合令並びに共済組合法及びこれに基く命令が南西諸島に適用されていたとした場合において、旧組合令又は共済組合法の規定中長期給付に関する部分の規定の適用を受ける職員として在職した者となるべきものを、その琉球諸島民政府職員としての在職の間、昭和二十一年一月二十八日においてその者が属していた旧組合及び当該旧組合の権利義務を承継した共済組合法に基いて組織された共済組合(以下「新組合」という)の組合員たる職員として在職した者とみなされ、且つ、昭和二十一年一月二十九日以後共済組合法の施行前に旧組合令が南西諸島に適用されていたとした場合において、共済組合法第九十条の規定の適用を受けるべき給付をその者が受けるべきこととなるときは、その受けるべきこととなる給付を同条の規定の適用を受ける給付とみなして、その者について昭和二十一年一月二十九日以後給付事由の生ずる長期給付から適用する。

2 前項の規定により共済組合法の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、国家公務員の給与水準の改訂に伴う共済組合法の年金の額の改定に伴う共済組合法の規定による仮定給付の額とする)を受けていたものとみなす。

(退職年金等の額の特例)

第四条の三 前条第一項の規定により共済組合法の規定の適用を受けた琉球諸島民政府職員に係る退職年金、退職一時金又は遺族一時金(旧組合及び新組合の組合員であつた期間並びに前条第一項の規定によりこれら組合の組合員たる職員として在職した者とみなされる期間が二十年以上の者に対する遺族一時金を除く)の額は、昭和二十九年五月三十一日までに給付事由の生じたものを除き、同年六月一日から引き続琉球諸島民政府職員として在職した期間(以下「職期间」という)に応じ共済組合の規定により算定した額から、左の各号に掲げる区別に従つて算定した額を控除した額とする。

1 退職年金にあつては、俸給日額の二・七日分(改正法施行後分については、一・八日分)に十五条に規定する控除期間を合算した期間が二十年をこえる部分については、改正法施行後の在職期間及び共済組合法第九十五条に規定する控除期間を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した額から、左の各号に掲げる区別に従つて算定した額を控除した額とする。

(長期給付に要する経費の負担)

第十四条の二 第四条の二第一項の規定により支給すべき共済組合の給付に要する費用は、国庫が負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する給付に要する費用は、当該共済組合の組合員(共済組合法第九十四条第二項各号に

2 前項の規定により退職したもとのとみなされる者は、第五条の規定により退職したものとみなす。

第八条第一項中「第四条、第五条」を「第四条から第五条まで」に、同条第二項中「恩給」を「恩給、官署の職員の共済組合」に、同条第三項中「第四条第一項」を「第四条第一項、第四条の二第一項」に、「恩給に関する法令」を「恩給に関する法律、共済組合法」に、「第六条」を「第六条又は第六条の二」に、「恩給又は」を「恩給、官署の職員の共済組合又は」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、官署の職員の給付を目的とするものの消滅時効について準用する。この場合において、同項の規定中「この法律の施行前」とあるのは「昭和二十九年六月一日前」と「この法律の施行前の前日」とあるのは「昭和二十九年五月三十一日」と読み替えるものとする。

1 昭和二十一年一月二十九日以後において最短給付年限に達した場合にはあつては、その最短給付年限に達した日

2 前項の規定による申出は、昭和二十九年六月一日においてすでに最短給付年限に達している場合にあつては、同日から六月以内に、その他の場合にあつては、最短給付年限に達した日から六月以内に、内閣総理大臣を經由して当該新組合の代表者に対してしなければならない。

二 退職一時金又は遺族一時金にあつては、俸給日額に、改正法施行後の在職期間を組合員の期間とみなし、その期間に応じ共

2 前項の規定は、旧家属の遺族について準用する。

この法律施行歿死亡した旧軍人、旧飛軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、恩給法第十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧軍人、旧飛軍人又は旧軍属が公務に因起する原因により死亡したかどうかの認定につき、懇親会員懇親会長に対しても同様に規定する異中をすることはできないものとする。

附則表第三の上欄中「三八
二、八〇〇円」を「四三三、六〇〇
円」に、「一一三、六〇〇円」を「一
四六、〇〇〇円」に、「一一八、一
〇〇円」を「一三九、一〇〇円」に、
「九七、八〇〇円」を「一一六〇
〇円」に、「七九、八〇〇円」を「九
〇、〇〇〇円」に改め、同表の上
欄中「一八八、一〇〇円」を「一三
九、一〇〇円」に、「九七、八〇〇
円」を「一一六〇〇円」に、「七
九、八〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」
に改め、同表の上欄中「四六五、
六〇〇円」を「四一一、四〇〇円」
に、「三九八、四〇〇円」を「四四
〇、四〇〇円」に、「一五、六〇〇
円」を「一六、八〇〇円」に、「一
五九、一〇〇円」を「一九一、八〇
〇円」に、「一四九、六〇〇円」
を「一八三、一〇〇円」に、「一
六八、八〇〇円」を「三〇三、六
〇〇円」に、「一八、一〇〇円」
ヲ超エ」を「三三九、一〇〇円」ヲ
超エ」に、「一七、六〇〇円」を
「三三九、四〇〇円」に、「一八、
一〇〇円」を「三三九、一〇〇円」
田城下」に、「九七、八〇〇円」を
「一一一、六〇〇円」に、「一一八、
一〇〇円」を「三三九、一〇〇円」
田城下退職当時俸給年額ト

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

9 戰傷病者慰効者遣族等選舉法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十一号)
の一部を次のように改定する。
附則第二十一項中「この法律の施行の開始する日以後拘禁者が死亡した場合に於て、當該死
亡者の隣」に改めらる。
附則第二十二項を次のように改める。
22 消除
この法律施行前に死亡した公務員に関する
改正前の戰傷病者慰効者遣族等選舉法の一部
を改正する法律附則第二十項から附則第二十二
項までの規定による退職年金の支給につい
ては、なお從前の例による。
〔審査報告書は都合により附録に
掲載〕
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。
昭和二十九年三月三十一日
參議院議長河井彌八藏
衆議院議長堤康次郎
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法の一部を改正する法律
行政機関職員定員法(昭和二十四
年法律第二百二十六号)の一部を次の
ように改定する。
第二条を次のとおり改める。
(各行政機関の職員の定員)
第二条 各行政機関の職員の定員

厚生	文部	大蔵	外務	法務		總理	
----	----	----	----	----	--	----	--

行政機関の区分										備考	
本府					定員						
厚生省	文部省	大蔵省	外務省	法務省	本省	本省	計	總理府	警察庁	七、五四七人	一、七一四人
	本省	本省	本省	本省	司法試験管理委員会	本省	計	土地調整委員会	国家公安委員会	一〇五人	二三七人
本省	文化財保護委員会	國稅厅	國稅厅	公安部審査委員會	公安調査厅	一、六三七人	一、六三七人	宮内庁	國家人事委員会	七三六人	一八八人
計	計	計	計	計	計	一九、八三五人	一九、八三五人	調達厅	北海道開発庁	三、二七二人	一、五九三人
六一、九二一人	六一、四九七人	五〇、九六九人	二〇、九九五人	一、六五四人	四三、四六五人	一〇人	一〇人	行政管理厅	自治厅	九〇五人	三、一二二人
四二、九三三人	四二四人	七一、九六四人	六一、九二一人	六〇、〇〇〇〇	六〇、〇〇〇〇	うち六〇、〇〇〇〇	うち一〇、四五五人	防衛厅	經濟審議厅	三六七人	二二九人
						職員とする。	職員とする。			は、警察官とする。	うち九五五人

昭和二十九年六月十五日 参議院会議録第六十二号 内閣及び總理府関係法令の整理に関する法律案外五件

二三四

一日から施行する。但し、警察庁に關する部分は、警察法（昭和二十九年法律第二号）（同法附則第一項但書に係る部分を除く。以下同じ。）施行の日から施行する。

2 國家地方警察の職員の定員は、四万五千二百七十九人とし、その定員をこえる員数の職員は、昭和二十九年四月一日から警察法施行の日の前日までの間に整理されるものとし、それまでの間は、定員の外に置くことができる。

3 國家地方警察の警察官で管区警察学校及び警察大学校に在校する者は、警察法施行の日の前日までの間は、一千六百人を限り、前項に定める國家地方警察の職員の定員の外に置くことができる。

4 改正前の行政機關職員定員法第二条第三項の規定に基いて國家地方警察の職員として置かれた警察職員については、警察法施行の日前日までの間は、第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 警察法施行の日の前日までの間は、警察を維持する町村が警察を維持しないこととなつた場合においては、第二項の規定にかかわらず、前項の警察職員の外、当該町村の警察職員を予算の範囲内において、國家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合の職員の定員は、政令で定める。

6 改正後の行政機關職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定にかかわらず、調達厅の職員の定員は、昭和三十年六月三

十四日までの間は、三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三万三千三百六十九人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、六万六千八十七人とする。

8 新法第二条第一項の規定にかかるわらず、厚生省の職員の定員は、昭和三十年六月三十日までの間は、四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とし、同年七月一日から昭和三十二年六月三十日までの間は、四万三千三百八十三人とする。

9 各行政機関の職員の数は、昭和三十年七月一日（警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日の翌日）において、新法第二条第一項の定員（前三項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）をとる。いよるに、昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間（警察庁については、警察法施行の日から十五月を経過する日までの間）に、整理されるものとし、それまでの間は、その定員をこえる員数の職員は、定員の外に置くことができる。

10 各行政機関においては、この法律の施行に伴い昭和二十九年四月一日（警察庁については、警察法施行の日）において新法第二条第一項の定員（第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる昭和三十年六月三十日までの間の定員とする。）又はこれに基き定められる配置定数をこえることとなる員数の職員で、配置転換が困難な事情にあるものについては、政令で定めるところにより、昭和二十九年六月三十日までの間（警察庁については、警察法施行の日から三月を経過する日までの間）において職員にその意に反して臨時待命を命じ、又は職員の申出に基いて臨時待命を承認することができる。

11 前項の規定により職員にその意に反して臨時待命を命じ、又はその申出に基いて臨時待命を承認する場合の手続については、国家人事委員会規則で定めるところによる。

12 臨時待命を命ぜられ、又はその承認を受けた職員（以下「臨時待命職員」という。）は、國家公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

13 臨時待命職員は、その臨時待命期間中は、新法第二条第一項の定員（第二項及び第六項から第八項までの規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。）の外に置かれるものとする。

卷之三

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 國立世論調査所設置法（昭和二十四年法律第二百二十八号）は、廃止する。但し、この法律施行の際、現に國立世論調査所に置かれる職員である者は、別に許令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、改正後の總理府設置法に基き世論の調査に關する事務をつかさどる部局の職員となるものとする。

3 南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百一十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 硫黃島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）

4 引揚同対策審議会設置法（昭和二十三年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

〔長島銀藏君登壇、拍手〕

○長島銀藏君 只今議題となりました内閣及び總理府關係法令の整理に関する法律案以降六つの法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先づ本法律案の内容を御説明いたしまます。この法律案は、内閣及び總理府關係の法令中、自治府關係の分を除いて、すでにその実効を失っているも

要性の極めて乏しいものを廃止して、法令の整理を行わんとするものであります。この案によつて廃止しようとする法令及びその概要是次の通りであります。

この法律案は、廃止せられる法令を第一号から第二十号に亘つて列挙いたしましたが、第一号から第三号までは、大礼服、通常礼服即ち燕尾服及び祭服に関する太政官布告三件であります。

次に、第四号及び第五号であります
が、これは大礼服及び軍人、警察官等
等の制服を着用した場合以外に帶刀を
禁止した太政官布告と、法律規則中に
戰時と規定するは、外患又は内乱ある
とき別に布告を以て定めることとし
太政官布告であります。これらは、
それも現在においては実効性を喪失し
ております。

次に第七号、第八号、第十号及び第
十二号、即ち韓國に在勤する居留民由
立在外指定學校職員の退職料及び遺
扶助料に関する法律は、か三件の恩給工
び扶助料關係の法律は、その内容が大
きもすでに他の恩給關係の法令によ
つて引続いて適用されている等、自然
その存在の意義を失つてゐるものであります。

次に第六号、即ち内國官憲の管掌に
属する事項につき統監の職權に関する
法律は、当時の韓國統監の職權に關す
る法律として、この案によつて廃止しよ

官及び行政裁判所高等官の休職に関する法律は、當時一時限り休職を命ずることができる規定であり、又第十三号、即ち震災地の行政庁の権限に関する処分に基く権利利益の存続期間等に關する件は、大正十二年の関東大震災災時限りの特例を定めたものであります。いずれも今日においては実効を失つております。

次に第十一号及び第十四号、即ち朝鮮における國勢調査に関する法律は、一件の國勢調査に関する法律は、當時臨時の必要により、その時に限り國勢調査を施行しないことを定めたものであります。又第十五号の議院法の特例に関する法律は、第九十二回議會が第九十五回議會に引き続き召集せられたため、第九十一回議會で議決された法律を、當時の議院法の規定によつて、次の会期までに公布することが不可能となつたのに伴う議院法の特例を定めたものであります。いずれも當時の一時限りのもので、すでに存在の必要のないものであります。

次に、第十六号から最後の第二十号まで、即ち國家公務員に対する臨時年未手当の支給に関する法律外四件の給与に關する法律は、昭和二十四年度の臨時年未手当の支給、昭和二十六年の年未手当の額の特例、昭和二十七年六月の臨時手当の支給、昭和二十七年十二月の俸給支給方法の臨時特例、昭和

内閣委員会におきましては、委員会を二回開きましたが、本法律の審議をいたしました次第でござりますが、別に質疑もありませんので、討論を省略し、採決をいたしましたところ、全会一致を以て、可決すべきものと決定されました。

次に、航空技術審議会設置法案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

政府が本法律案を提出するに至つた理由として述べるところによりますると、終戦によつて我が国の航空工業は解体せられ、航空に関する研究は禁止されたが、講和条約発効と共に、これら機械法がすでに公布されているのであるが、我が国の航空技術は、戦後の長い空白期間に加うるに、海外における著しい航空機の進歩と相俟つて、現在甚だしい立遅れを來たしておるのみならず、我が国における航空技術研究の現状は、その基礎的研究は文部省、航空機の生産とその指導に必要な研究は通商産業省、航空保安に必要な研究は運輸省、又航空機使用に必要な研究は保安庁でそれ／＼推進しており、又民間に対しても、研究補助金、研究委託費

の研究、試作の助長をいたしている。政府は、今回総理府の付属機関として航空技術審議会を設け、航空技術を総合的に審議せしめんとするものである。これが本法律案の提案の理由であります。

次に、本法案の概要を申上げます。航空技術審議会は、國家行政組織法第八条第一項に規定する機関として総理府に置き、内閣総理大臣の諮問に応じて、航空及び航空機に関する理論及び技術の向上に必要な研究に関する重要事項、その他航空技術に関する各省庁行政の連絡調整に必要な事項を審議することを任務とするものであります。その審議事項として第二条に掲げるところによりますと、航空技術に関する重要研究の目標及び方針、研究用重要な施設の設置計画及び将来設置を予想せられる各省庁の共用に供する研究機関の運営方針並びに航空技術研究に関する関係各省庁の研究事項、研究補助金、研究委託費等の配分計画に関する連絡調整であります。第四条において、航空技術審議会の構成を規定しておりますが、会長は内閣総理大臣、副会長は國務大臣を以て充て、又委員は、十五人以内とし、学識経験者及び関係各行政機関の職員により構成されることとされておりまして、その他専門委員、部会、幹事等に関する規定を設けており、審議会の事務は、科学

技術行政協議会の事務局において処理せしめることとしているのであります。なお、この法律は、公布の日より施行することとなつておるのであります。

回の委員会におきましては、前後二回開き、質疑を行なつたのであります。が、質疑応答で明らかになつた点を御報告いたします。「本審議会を設置するに關するには、これに必要とする経費を予算に追加計上する必要はないか」といふ質問に対し、政府当局の答弁によりますと、「本審議会設置の必要については、かねてより懸案となつて参つたのであるが、本年度予算に關する閣議決定を見るまでの間には、審議会設置に関する所要の手続が進捗せず、従つて本年度予算の面においては、名目上、本審議会に關する経費としては計算上されていないが、本審議会の事務に要する職員俸給、委員手当、委員等旅費、庶費等二百十八万六千五百円が予算中に航空研究部会経費としてこれに担当部局たる科学技術行政協議会関係予算中に航空研究部会経費としてこれに要する職員俸給、委員手当、委員等旅費、庶費等二百十八万六千五百円が計上されており、この予算経費を充當し得ることになつてるので、改めて予算措置を講ずる必要がないものである」という点を明らかにしているのであります。

入つたのであります、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定された次第でござります。

一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

先づ本法律案の提案理由として、政府の説明するところを御報告いたします。昨年第十六回国会において、昭和二十一年一月二十八日、即ちいわゆる行政分離の日の前日に北緯二十九度以南の南西諸島にあつた官公署の職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者については、恩給、退職手当、死亡賜金に関する法令の規定の適用上、その者をこれらの法令の適用ある職員として勤続したものとみなすという特別措置法が制定せられたのであるが、今回組合の組合員たる職員であつた者についても、共済組合関係法令のいわゆる長期給付、即ち退職給付、廃疾給付、遺族給付に關する規定の適用上、恩給の取扱と同様の身分継続を認めたいので、本法律案を提出した次第である。

以上が本法律案の提案理由として政府の説明するところであります。

次に、本法律案の内容の大要を御説明申上げます。先づ改正の第一点は、いわゆる行政分離の日の前日の昭和二十

一年一月二十八日において官公署の職員の共済組合に関する法令に基いて組織された共済組合で政令で指定する組合の組合員たる職員として在職してい
た元南西諸島官公署職員が引続き琉球諸島民政府職員となつた場合には、奄美群島の復帰に伴つたばこ専用法等の適用の暫定措置等に関する政令第十一
条の規定の適用を受ける者を除き、これを共済組合に属する法令の規定中、
長期給付に関する部分の適用上、勤続したものとみなし、共済組合の退職給付、廃疾給付又は遺族給付を支給する取扱いとした点であります。第二点
は、長期給付に関する規定の適用を受ける元南西諸島官公署職員が琉球諸島民政府職員として在職している間は共済組合の掛金は、これを徴取りたさない
が、その代りに共済組合の給付の金額については、この改正法施行の日以後の引続き琉球諸島民政府職員として在職する者に対する支給額は、その在職期間に応じて定めた額を差引くこととした点であります。第三点は、恩給の場合と同様に、元南西諸島官公署職員で引続き琉球諸島民政府職員となつた者について、その申出により、在職のまま共済組合の給付を受け得る途を開いた点であります。第四点は、琉球諸島民政府職員について支給すべき共済組合の給付に要する費用は、原則として国庫が負担する建前をいたし、日本本專元公社、日本電信電話公社の共済

組合が支給する給付に要する費用について、その共済組合の運営規則で定める割合に従い、その団体が分担することとした点であります。第五点は、共済組合に関する規定を設けたことに伴う字句の修正及び奄美群島の復帰に伴う南西諸島の範囲の改正を行い、又共済組合の給付に関する所得税について、恩給、退職手当の例に準じ特別措置を講じた点であります。第六点は、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の年金受給者の居住地の制限を改正し、同法の規定による元外地関係共済組合等からの年金受給者で、未だ行政権の復帰しない南西諸島の地域内に住所、又は居所を有する者に対する年金を支給し得るようにないたした点であります。

以上が、この法律案の改正点の概略であります。

内閣委員会は、委員会を二回開きながらして、本法律案につき審議をいたしましたが、その審議によつて明らかになつた主な点を御報告いたしますと、「本法律案によつて恩恵を受ける該当職員は何人くらいであるか。又行政分離後、琉球諸島民政府において採用され大職員で、在美復帰後日本政府に引続き勤務している職員が、復帰前の在職年数を恩給法並びに共済組合法の適用年数に通算されないのは如何なる理由によるか」という質問がありました。が、政府は前段の問に対し、「すでに退

職している職員が八百七十八人、終業勤務している職員が五百五十八人、元外地の共済組合法適用の職員約一千人、合計約二千四百三十六人である。」又後段の間に對しまして、「行政分離後日本政府に採用された職員で、奄美復帰前の在職年数が通算されないのは、復帰前は、雇用人であつて恩給法上の公務員に該当しなかつたが、その後になつて恩給法上の公務員に移り變つた者も相当含まれていて、これらの実態が今日未だ十分把握できいためでもうござる。これら実情については南方連絡事務局の手で目下鏡意調査中である」という答弁がありました。このほか琉球諸島民政府治下における奄美群島出身職員の処遇等の問題につきまして、質疑応答が交わされました。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
正案
第四条の次に二条を加える改正規定のうち第四条の三第一項中「昭和二十九年五月三十一日」を「昭和二十九年六月三十日」に、「同年六月一日」を「同年七月一日」に改める。
第六条の次に一条を加える改正規定のうち第六条の二第二項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。
第十二条の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に、「昭和二十九年五月三十一日」を「昭和二十九年六月三十日」に改める。
附則の改正規定中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。
附則第一項中「昭和二十九年六月一日」を「昭和二十九年七月一日」に改める。
修正案は以上の通りであります。
他に討論もないのに、直ちに採決に入り、先ずこの修正案について採決いたしましたところ、全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案

はついておもかいたしましたところ
れ又、全会一致を以て可決すべきもの
と議決せられました。

次に、恩給法の一部を改正する法律
案につきまして、内閣委員会における
審査の経過並びに結果を御報告いたし
ます。

本法律案は、去る五月六日、政府より
提出せられたものであります。審
議院におきまして修正が加えられ、五
月二十一日本院に送付せられ、即日内
閣委員会に付託せられたものであります
す。

一先ず政府提出の原案について、その
改正点を御説明いたします。

その第一点は、公務傷病関係の恩給
の金額計算及びいわゆる多額所得者の
普通恩給の一部停止に関する規定の改
正であります。公務傷病関係の恩給
は、退職当時の俸給年額によつてその
金額、又は算定の率が定められており
り、又多額所得者の普通恩給の一部停
止は、普通恩給の年額と恩給外の所得
の年額との合算額により恩給の停止金
額が定められておりますが、これらの
年額はいずれも先般の国家公務員の給
与水準引上げ前の俸給金額に基いて定
められておりますので、これを現行の
給与水準の俸給金額を基礎としたもの
に改めるために所要の改正を加えんと
するものであります。第二の点は、因
した恩給受給者の届出義務に関する規

定の趣意であつた。思給費請求が恩給を受けることのできない事由に該当した場合におきましては、恩給給付規則によつて、その旨を届出なければならぬことになつてゐるのであります。が、この届出は必ずしも十分に執行されていないために、とかく種々の混亂を生じ、恩給の円滑な給付が妨げられる場合も少くないのです。この届出義務を法律を以て規定し、その完全な履行を図り、行政上の秩序を維持するための措置を講じようとするものであります。第三の点は、昭和二十八年法律第一百五十五号、恩給法の一部を改正する法律の附則第二十九条第四項の恩給の停止に関する規定の改正であります。この第二十九条第四項の規定により、恩給を停止されている者に留守家族がある場合には、恩給停止を受けた者の指定する留守家族が、その支給を受けられることができるとした点であります。

次に、衆議院において修正せられた点について御説明いたします。衆議院において加えられた修正点は、政府提出の原案に追加して、恩給支給事務の促進を図るための措置に関する規定を設け、又戦犯者として刑死したる者及び戦犯者として拘禁中に死亡したる者の遺族に対しては、戦死者の遺族に支給すると同額の扶助料を支給することとし、これがため所要の規定を設けんとするものであります。

第七項症以下の公務傷病については、昭和二十八年法律第百五十五号恩給法の一部を改正する法律の附則第二十二条の規定により、昭和二十九年四月一日における傷病の程度によつて増加恩給又は傷病年金が給さることになつてゐるのであります。が、旧軍人等の恩給が停止される以前において、すでに第七項症以下の増加恩給又は傷病年金を受けていた者については、昭和二十九年四月一日の実情を審査するところ、そのままこれを同日における傷病の程度とみなして、その程度に相当する増加恩給又は傷病年金を給しゃうとするものであります。その第二点は、戦傷病者、戦没者遺家族等撫養費により、遺族年金又は弔慰金等を支給する場合には、厚生大臣がその死亡の原因を調査することになつてゐるのであります。が、厚生大臣の調査によりすでに公務死と判定せられ、遺族年金等を受けている者については、そのまま公務に起因する傷病により死亡したもののとみなし、この点、恩給局における審査を省略して、公務扶助料を支給し得ることにしようとするものであります。以上二点の修正は、恩給支給に關する事務の促進を図ろうとするものであります。第三の点は、いわゆる戦犯者として刑死又は獄死した者についてのことは、その遺族に対し、現行の恩給法においては、公務員の在職年数が普通恩給についての最短恩給年限に達してい

又は被護法においては、遺族年金及び弔慰金が支給され、たゞ普通扶助料が支給されるときは、遺族年金は給しないこととなるてゐるのであります。これらの遺族には、公務扶助料と同額の扶助料を給しようとするとものであります。即ち普通扶助料を受けている者については、その年額を改定し、又公務員の在職年が普通恩給についての是短恩給年限に達していないかつたたゞに、扶助料を給されていない者には、公務扶助料と同額の扶助料を支給する場合における遺年金と扶助料との調整のために、所定の規定を設けております。なお、この法律は、公布の日より施行することとしているのであります。

内閣委員会におきましては、去る十一月三日の委員会におきまして、政府規出の原案につきましては、政府当局より、又衆議院修正の部分につきましては、衆議院議員高橋等君より、それ提案の理由及び修正の趣旨説明を行なつたのあります。今更に六月九日の委員会におきまして、質疑を行なつたのあります。今質疑応答の間に明らかになりましたところである点につきまして御報告申上げます。

13

合の一つとして、恩給法第九条に示しているところによると、「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ」とあるが、これに関連して、戦犯者としてすでに処刑せられ、又は拘禁中に死亡し又は現に拘禁されている者に対する政府の考え方はどうであるか。国民感情の点等も考慮して政府の所見を問う。」こういう質疑に対し、政府当局は、「戦犯は特殊なものであつて、これを国内法による犯罪と同一に見ることができない。現に、これに関する何ら国内法的措置がとられていないのみならず、他方において戦犯者の遺族、留守家族等は、その生活が経済的に著しく窮屈しておる実情に鑑み、政府としても、でき得る限り、これら遺族、留守家族等の援護について従来意を用いており、今回の恩給法の一部改正についても、専らこの趣旨から、最も穩健妥当な法的措置を講ぜんとするものである」旨の答弁があつたのであります。第二の点は、「衆議院の修正によれば、恩給裁定事務の促進を図ることを目的として、昨年八月、旧軍人、軍属等の恩給が復活されるに至るまで、戦傷病者、戦没者遺族等援護法により、厚生大臣により公務死と認定されたものについては、恩給局が恩給裁定を行う場合、改めて死亡の原因を調査することを省略し、厚生大臣の認定した公務死を恩給局においてもそのまま公務死として

の戦争関係死亡者の中には、厚生大臣の認定が、必ずしも過誤なきを保しがたいと思われる所以であるが、かかる場合の行政責任は厚生大臣が負うべきである。恩給裁定官庁たる恩給局長が負うべきであるとの質疑に對する場合の行政責任は当然厚生大臣が負うべきである」と答えてゐるのであります。第三点は、「前国会において本委員会に付託された請願中に、渠魁に拘禁されている戦犯者の処遇についての改善に関する請願があつて、その請願の審査に際して、特に外務省当局の所見を聴取したことがあるのであるが、その際の外務当局の説明によるところ、戦犯者の待遇改善に関する問題は、対外的に微妙な關係があるので、この種の請願の取扱方に於いては、特に慎重な考慮を加えられたいといひ希望意見もあつて、右の請願は留保せられるといふ事実があるが、今回提出された本法案の内容を見るに、政府の外務省当局の責任ある所見を質す必要がある」とし、外務当局の答弁を求めてゐたのであります。これに対しても、小瀧外務政務次官は、「対外關係の面から見て、前国会當時とは情勢が全く変つたというわけではないが、本法案の趣

旨は、戦犯者そのものの処遇改善を目的としたものではなくて、戦犯者の遣族、留守家族等を援護する措置である。という点で、外務省においても、「これに同意した旨を述べており、なお、外務省当局としては現在も引き続き拘禁中の戦犯者の釈放を速かに実現できるよう努力している」という答弁があつたのであります。第四の点は、「本法案を実施する場合、国庫の負担増となる分はどのくらいであるか」との質問に対し、高橋議員は「これに関する調査に基く推定によれば、およそ五、六百万円になるという見込である」との答弁であります。

るであるが、今回その一部改正法案が提出せられ、更に衆議院において適切な修正が加えられ、時宜に審議されたものであると思う。なお恩給裁定法の改進方については、政府に対する希望意見が述べられたのであります。討論を終り、直ちに採決に入りましたところ、本法律案は、全会一致でこれを可決すべきものと議決せられました。

次に、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、去る三月十五日、当院の本会議に上程せられまして、その際、塙田國務大臣より本法律案の趣旨説明が行われたのであります。が、本法律案の重要性に鑑み、先ず最初に本法律案の提案の理由として政府の説明をするところを重ねて御報告いたします。

戦時から戦後に引続き複雑膨大となつて来た行政を簡素化し、我が国情にふさわしい行政体制を樹立すること、は、政府が常に意を用い来たつたところであり、すでに数回に亘る行政整理を行なつて来たのであるが、なお、現下の急務である自立経済を達成するためには、できる限り行政費の節約を行なうと共に、行政機構を合理化し、且つ事務能率の向上を図ることが必要であるので、昨年来内閣に臨時行政改革草本がある

部を設け、観意これにつき検討を加え
來たつたのである。その結果、ここに
各省各庁の定員につき、その事務の実
情に応じて、人員ができるだけ大幅に
縮減することとした。本法律案は右の
趣旨に則り、警察制度の改正に伴う定
員の縮減をも併せて行政機関の職員の
定員を約六万人削減すると共に、昭和
二十九年度における各省各庁の事業予
定計画に即応して、必要最小限度の増
員を認め、以て行政機関全般の定員の
適正化を図らんとするものである。併
しながら我が國経済の現状を考える
と、一挙に大量の整理を行うことは如
何かと考えられるので、退職者に対し
ては、一定期間の臨時待命制度を設
け、又各省各庁の事務の実情に応じ、
整理期間に或る程度の余裕を与えるこ
とにより、この人員整理を円滑に行う
こととしたのである。本法律案の主な
改正要点は次の九点である。

場税の国税移管及び織維品奢侈税の新設に伴う増千五十人、文部省の学年進行に伴う増三百九十九人、厚生省の難療養所及び精神、頭部療養所の増床に伴う増百六十人、農林省の保安林整備対策に伴う増百人、運輸省の海上保安大学校の学年進行に伴う増八十人、郵政省の郵便及び電気通信業務等の増大に伴う増三千九百九十二人、建設省の營繕関係職員の増百三十人等、必要最小限度の増員を差引いたものである。なお人事院については、国家公務員法の一部を改正する法律案が成立すれば、国家人事委員会となるので、本法律案においても人事院を国家人事委員会として改めた上、その新定員を定めることとした。第二に、大蔵省の職員のうち、保税倉庫等特殊の場所に派出せられる税關特派職員については、その特殊性に鑑み、その定員は政令で定めることとした。第三に、本法律案においては警察法の改正を予定しているが、警察法の改正法律が施行される日の前日までの間は、現在の国家地方警察が存続するので、本法律案が施行されてから警察法施行の日の前日までの間における国家地方警察に関する必要な経過措置並びに警察厅における臨時待命の特例等については、附則で規定することとした。第四に、調達厅、文部省及び厚生省において、事務の縮小に相当の期間を必要とするものについては、それぞ

れの事情を考慮の上、必要な員数の定員を一定期間限り、附則で経過的に新定員に附加して認めるとした。第五に、定員の縮小に伴い、附則で十五カ月を限り、新定員を超える員数の職員を定員の外に置くこととしたが、これは今回の人員整理は、昭和二十九年度中において行うことと原則としておるが、例外として事務の特殊性により、来年度にまたがる場合を考慮し、実人員の整理を円滑に実施するための措置である。第六に、今回の人員整理においては、定員又は配置定数を超えて定員の縮小に鑑みまして、委員長及び理事打合会において、本法律案の審議に當つて来たのであります。即ち、その審議の方針としておるが、例外として事務の特殊性によるとなる職員で、配置転換が困難な場合に準じて臨時待命の制度を設けることとした。第九に、このたびの人員整理においては、定員法に定める行政機関に準じて臨時待命の制度を設けることとした。第十に、このたびの規定する定員の縮小に伴い、委員長及び理事打合会において、本法律案の審議の方針を立て、この方針に基いて審議の歩を進めて参つたのであります。即ち、その審議の方針としては、先ず政府より、本法律案の提案の理由と法律案の内容とについて詳細な説明を聴取した後、本法律案についても整理を行うこととし、又職員のほかに、地方自治法附則第八条に規定するいわゆる地方事務官及び技官についても整理を行うこととし、又警察庁が発足した場合に、國家公務員である警察職員で都道府県警察に勤務するものについても整理を行うこととしたが、以上はいずれも国家公務員であるので、これらの職員に対しても臨時待命を行ひ得ることとし、会計検査院及び法制局と同様の規定を設けることとした。

以上が、本改正案の主要な内容であるが、これらはいずれも現下の我が國及び部局長に、その意に反して臨時待命を行ふ場合には、教育公務員条例と共に、臨時待命職員を定員外とすることが定めた。第七に、国立大学の学長、教員及び部局長に、その意に反して臨時待命を行ふ場合には、教育公務員条例第六条に規定する制限的規定の適用を行つて、附則で必要な規定を設けると共に、附則で必要な規定を設けることとした。第七に、国立大学の学長、教員及び部局長に、その意に反して臨時待命を行ふ場合には、教育公務員条例第六条に規定する制限的規定の適用を行つて、附則で必要な規定を設けることとした。

以上が、本改正案の主要な内容であるが、これらはいずれも現下の我が國及び部局長に、その意に反して臨時待命を行ふ場合には、教育公務員条例第六条に規定する制限的規定の適用を行つて、附則で必要な規定を設けることとした。第七に、国立大学の学長、教員及び部局長に、その意に反して臨時待命を行ふ場合には、教育公務員条例第六条に規定する制限的規定の適用を行つて、附則で必要な規定を設けることとした。

第一に、総括質疑の段階において問題となつた点は、次の通りであります。第一点は、「行政改革や行政整理の問題は、内閣の重要な政策の一つではなくてはならん」と考へるが、今日のようないか。又この程度の行政整理では不徹底ではないか」という質問がなされたのであります。これに対し政府側から、「今回の行政整理が十分でないことは、政府もよく承知しておる。特に機構改革の点については、今回はほん

の一部を取上げておるに過ぎない。併し将来新らしい政府が樹立されても、保守政権が統く限り、やがて取上げられる問題であつて、今回の整理と度合の違いはあつても、根本的傾向の違いはない。従つて多少なりともこの方向に進むことは間違つてはいない」といふ答弁がありました。第二点は、「行政整理の目的は、公務員をして本来の職務を忠実に遂行せしめ、行政能力を發揮させ、そうして行政事務の能率を上げさせることにある。併し、この根本的な行政のあり方には、綱紀の釐正といふ大綱が確立されていなければならんと思う。然るに今日の行政部の乱脈な状態は憂慮に堪えない。官界の大改革を行う必要があると考えるが、政府は如何なる対策を有するか」という質問がなされたのであります。これに対し政府側から、「最近の汚職事件は、ひとり官界にだけ責任があるのでなく、むろし政界全般について反省すべき点がある。この点、選挙法の改正とか、国会の機構の運営等について、この機会を逸しないよう検討して、議会政治が国民の信頼を裏切らぬよう対処したいと考える」という答弁でありました。第三点は、「今回の行政整理は、機構改革や行政事務の整理と切離して行われるのであるから、無理な天引人員整理案に終るものではないか。その基本的な考え方はどこにありますか」という質問がなされたのであります。

ます。これに対し政府側より、「政黨の基本方針は、国民負担の軽減を図るために、機構を簡素化し、事務を整理して能率化を図る点にある。従つて、行政整理も、機構の簡素化と事務の整理に伴つて行われるというのが理想であります。順序である。政府はこの趣旨を以て從来からも整理を進めて来た。今最も、如何にすれば機構を國力にふさわしい程度にまで圧縮し得るかについて、臨時行政改革本部で研究を進め、一応の成案を得たが、いろいろの面で予期以上の難点が生じ、満足し得る結論が出なかつた。そこですでに結論を出した人事院の廃止と鑑察制度の改正の問題だけを本年度は処理し、あとは引き続き検討を続けるつもりである。併し人員整理事案は、各省と十分に協議を経た結果の成案であつて、事務内容を無視して一律に天引整理をするものではない」という答弁がありました。

られたのであります。これに対し政府側から、「人員整理を一時に大幅に行なうのがよいか、少しずつたび々行なうのがよいかは問題である。毎年人員整理を行なうのでは、公務員が落着かんといふ欠点があるが、これを除外して考へると、現状ではむしろ適切であると思ふ。即ち、機構を縮小し、事務を整理し、これに伴つて人員を整理することは、もとより理想であるが、実際問題としては実行しがたい。まして民間の受入態勢がない現状下では、無理な整理をせず、徐々に整理をして、民間に溶け込ませるほうが適切である。併し現状は、もはや人員整理も限界に来ておるから、機構改革等によつて将来余裕のある事態が出て来るまでこれ以上の整理は行えないと思う」との答弁がありました。第二点は、「本年度の臨時待命者の見込数はどれくらいであるか。又従来なかつたこのような取扱をすることとは、一つの制度を作つたことになると思うが、これを国家公務員法の中に明文を以て規定するつもりはないか。又本年度一回限り適用するといふのは不合理ではないか」という質問がなされました。これに対し政府側より、「二十九年度の整理人員は、警察関係の一万人を除いて、一万八千三百二十一人である。併し新規増員が六千五百七十四人であるから、差引き整理人員は一万一千七百四十七人となる。」このうち、本法律案の施行に先だち、

退職希望者に対する待遇は一ヵ年の待命期間を認めるところの特別待命制度を適用して、去る二月十五日に締切ったのであるが、この数が緊繩関係の千六百四十二人を除き七千五百五十九人であるから、この数を除くと整理人員は四千二百二十八人である。ところが二月一日現在の欠員が六千五百五十五人であるから、整理すべき人員は出て来ない。むしろ数字の上では二千三百二十七人ほど定員に不足であるということになる。併しこの数字は、被整理者が新規増員や欠員のほうへ振替えられた場合を仮定しての計算であつて、実際問題としては、このような配置転換は極めて困難な事情にあるから、相当数の強制的な臨時待命が出る予想である。なお臨時待命は今回限りのものであるから、國家公務員法に常置制度として規定していない。併し昭和三十年度以降においても、同一条件のものを整理する場合には、事情の変更のない限りこの制度を適用する政府の構想である」という答弁がありました。第三点は、「定員法のはがに厖大な数に上る常勤労働者や常勤的非常勤労働者が存在することは、定員法の趣旨から見て不明朗であるのみならず、人事会計に及ぼす悪影響は無視できぬと思うがどうか」という質問がなされました。これに対し政府側より、「現在常勤労務者の数は、全体として約三万四千人で、これらは実質上は定員法上の職員

じ、又はこれを承認することができる。期間が本月三十日までとなつておるのでは、多數職員の整理を扱う農林、郵政兩省においては、事務処理上この期間は短きに失するから、適当にこれを延長する修正の措置を講ぜられたい旨の希望意見が述べられました。

同日の委員会においては、質疑も終了いたしましたので、越えて昨十四日開かれました委員会におきまして、行政運営に一段の合理化を図るものであるのみならず、国民負担の軽減といふことを挙げての世論に応えるものである。被整理者に対し、整理期間の延長や待命制度の適用を因つたことは時宜に即した措置である。但し本案は、当初計画した案とは相当の隔たりがあるから、この点は、将来的抜本的な改革に期待したい旨の原案に対する賛成意見が述べられた後、「ただ原案中、原案に対し修正案を提出する」旨が述べられ、その修正案が朗読されました。その修正案文は、お手許に配付なつておりますので、朗読を省略いたします。

この修正案の修正理由として次の四点が挙げられております。

案の原案では、この法律は昭和二十九年四月一日から施行することになつては、公表の日から施行することに改められるのが適當であると思つ。原案の附則第一項、第二項、第九項、第十項、第十二項、第二十四項及び第二十五項の修正部分が、この関係のものである。改正を要する第二点は、この法律の原案では、臨時待命を命じ、又はこれを承認することができる期間が、昭和二十九年六月三十日までの間であるが、この一部が修正され、条文の擧下げがなされたので、これに伴い行政機関職員定員法の一部を改正する法律案中に引用されている警察法の関係条文の数字を改める必要があるうと思つ。附則第二十二項、第二十三項の修正部

分がこの関係のものである。修正を要する第四点は、本期国会に政府から提出された警察法案は、衆議院においてその一部が修正され、条文の擧下げがなされたので、これに伴い行政機関職員定員法の一部を改正する法律案中に引用されるべきものと議決されましたところ、全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。(「簡単々々」と呼ぶ者あり)

次に、竹下委員より、「修正部分を含めた原案には賛成である。本案は、昨年の初め政府において考え方られた案が縮小されて本案に落着いたものであつて、十分徹底した改革案ではないと思うが、なきに優る一步の前進である。整理基準は業種によつて小分けがされ、整理実績は業種によつて小分けがされ、その結果は、行政機関職員定員法の適用を受けることとなるが、この国家公務員法の一部を改正する法律案は、只今のところ本期国会に成立する見通しが付いておらないので、この法律案のうち、第二条の表の総理府の行政機関職員定員法の一部を改正する部分を削り、附則において、「国家人

事委員会規則」とあるのを「人事院規則」に改め、人事院についても、臨時待命制度を適用し得る等、所要の改正をなすことが必要であると思つ。第二条の表及び附則第十一項、第十四項、第二十二項、第二十三項の修正部

分がこの関係のものである。修正を要する第四点は、本期国会に政府から提出された警察法案は、衆議院においてその一部が修正され、条文の擧下げがなされたので、これに伴い行政機関職員定員法の一部を改正する法律案中に引用されるべきものと議決されましたところ、全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。(「簡単々々」と呼ぶ者あり)

次に総理府設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

この改正法律案は、從来総理府本府の附屬機関として設置されておりまして、政府当局は次のよろに答えているのであります。「世論調査所はその設置以来五年間、その実績は相当見る方針であるか」という間に対しまして、政府当局は次のよろに答えているのであります。「世論調査所はその設置以来五年間、その実績は相当見るべきものがあつて、朝日、毎日、読売新聞各社、時事通信社等の民間世論調査所を今日まで育成指導して来たので、この世論調査所の使命は一応達成されたものとも言えるので、今回これを廢止することとし、廢止後は、世論調査の企画面の事務は内閣官房において引き継ぎを行い、世論調査の実施業務は民間の世論調査機関に委託する方針である。要するに世論調査所は行政機関簡素化の政府の方針に基いて廢止す

るが、世論調査の業務の重要性は政府においても十分これを認識して、その実体を残して行かんとする方針である。民間の調査機関に委託する場合、只今のところ具体的に政府はどこの調査機関に委託するかということはまだきまつていながら、個々の調査事項の性質によつて、最もそれに適した民間の機関を選んで今後委託したい方針である」と答弁をいたしております。その第二点は、「国立世論調査所の廃止による人員整理と予算の節約額」との問題であります。「この世論調査所の現在の定員は五十三名であるが、その廃止に伴い三十名の定員を整理し、結局、世論調査の企画面の事務は二十三名の定員で行う政府の方針であり、又世論調査に関する一十九年度の予算是二千八十九万一千円であつて、このうちには先に述べた調査委託費が含まれております、又、人員整理による人件費の節約額は三百四十五万円である」との政府の答弁であります。その第三点は、「政府がこの法律案によつて総理府の附屬機関として在外財産問題審議会を設置せんとする理由如何」という問題であります。「在外財産処理の問題は、問題点が広汎であり、且つ極めて重要な問題であつて、政府は昨年十一月に閣議決定を以て在外財産問題調査会を内閣に設け、すでに調査の結果に答申がなされておるのであるが、こ

の問題の重要且つ複雑である点から見においても十分これを認識して、その実体を残して行かんとする方針である。民間の調査機関に委託する場合、只今のところ具体的に政府はどこの調査機関に委託するかということはまだきまつていながら、個々の調査事項の性質によつて、最もそれに適した民間の機関を選んで今後委託したい方針である」と答弁をいたしております。その第二点は、「国立世論調査所の廃止による人員整理と予算の節約額」との問題であります。「この世論調査所の現在の定員は五十三名であるが、その廃止に伴い三十名の定員を整理し、結局、世論調査の企画面の事務は二十三名の定員で行う政府の方針であり、又世論調査に関する一十九年度の予算是二千八十九万一千円であつて、このうちには先に述べた調査委託費が含まれております、又、人員整理による人件費の節約額は三百四十五万円である」との政府の答弁であります。その第三点は、「政府がこの法律案によつて総理府の附屬機関として在外財産問題審議会を設置せんとする理由如何」という問題であります。「在外財産処理の問題は、問題点が広汎であり、且つ極めて重要な問題であつて、政府は昨年十一月に閣議決定を以て在外財産問題調査会を内閣に設け、すでに調査の結果に答申がなされておるのであるが、こ

の問題の重要な複雑である点から見

て、その最終的答申を得るまでにはな

る。民間の調査機関に委託する場合、只今のところ具体的に政府はどこの調査機関に委託するかということはまだきまつていながら、個々の調査事項の性質によつて、最もそれに適した民間の機関を選んで今後委託したい方針である」と答弁をいたしております。その第二点は、「国立世論調査所の廃止による人員整理と予算の節約額」との問題であります。「この世論調査所の現在の定員は五十三名であるが、その廃止に伴い三十名の定員を整理し、結局、世論調査の企画面の事務は二十三名の定員で行う政府の方針であり、又世論調査に関する一十九年度の予算是二千八十九万一千円であつて、このうちには先に述べた調査委託費が含まれております、又、人員整理による人件費の節約額は三百四十五万円である」との政府の答弁であります。その第三点は、「政府がこの法律案によつて総理府の附屬機関として在外財産問題審議会を設置せんとする理由如何」という問題であります。「在外財産処理の問題は、問題点が広汎であり、且つ極めて重要な問題であつて、政府は昨年十一月に閣議決定を以て在外財産問題調査会を内閣に設け、すでに調査の結果に答申がなされておるのであるが、こ

るが、世論調査の業務の重要性は政府においても十分これを認識して、その実体を残して行かんとする方針である。民間の調査機関に委託する場合、只今のところ具体的に政府はどこの調査機関に委託するかということはまだきまつていながら、個々の調査事項の性質によつて、最もそれに適した民間の機関を選んで今後委託したい方針である」と答弁をいたしております。その第二点は、「国立世論調査所の廃止による人員整理と予算の節約額」との問題であります。「この世論調査所の現在の定員は五十三名であるが、その廃止に伴い三十名の定員を整理し、結局、世論調査の企画面の事務は二十三名の定員で行う政府の方針であり、又世論調査に関する一十九年度の予算是二千八十九万一千円であつて、このうちには先に述べた調査委託費が含まれております、又、人員整理による人件費の節約額は三百四十五万円である」との政府の答弁であります。その第三点は、「政府がこの法律案によつて総理府の附屬機関として在外財産問題審議会を設置せんとする理由如何」という問題であります。「在外財産処理の問題は、問題点が広汎であり、且つ極めて重要な問題であつて、政府は昨年十一月に閣議決定を以て在外財産問題調査会を内閣に設け、すでに調査の結果に答申がなされておるのであるが、こ

るが、世論調査の業務の重要性は政府においても十分これを認識して、その実体を残して行かんとする方針である。民間の調査機関に委託する場合、只今のところ具体的に政府はどこの調査機関に委託するかということはまだきまつていがら

る。

横川信夫 劍木亨弘
堺未治 高橋衛
井上清一 左藤義詮

國りますため、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案にならい、本法案につきましても、これを七月十五日

よつて本案は、修正議決せられまし
た。

昭和二十九年四月十三日
衆議院議長 堤 康次郎
参議院議長河井彌八殿

の区域内に存する都道府県道の面積を控除した面積）にあん分して得た額

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

申上げました。各位の御賛同を得られれば、幸いに存する次第であります。

日程第十、日本国における国際連合
の軍隊の地位に関する協定の実施に伴
う法律案

昭和二十九年度の揮発油譲与税 に関する法律

附則第三項中「六月三十日」を「七月十五日」に改める。

○議長（河井彌八君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

案
日皇第十一、實帝首謀去つ二郎上文
う地方移法の臨時特例に関する法律

〔長島銀蔵君登壇、拍手〕

ます。先づ長島銀蔵君提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

○議長(河井彌八君) 次に、委員会條
以て可決せられました。

附則第三項中「六月三十日」を
「七月十五日」に改める。

正案全音を問題に仰ります。委員会終了後、正案に賛成の諸君の起立を求めます。

以上であります。次に、その修正の理由を申上げますと、」の附則第三

〔参政者起立〕

其中の六月三十日と申しますのは、臨時待命の諸手続をなす終期であります

致を以て可決せられました。

が、原案は、本年四月一日より施行されることを前提といたしておりますの

部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いて原案に賛成の議

、その間三ヶ月の期間を見ておりま
すが、本法案がこれから成立いたします

君の起立を求めます。

になりませんと、その期間に非常に短くなりまして、その間に、臨時待命の手続を済ませることには、極めて困

○謙長（河井彌八君）　總員起立と認めた
ます。修正部分を除いて、京案は、全く

難となります。そこでその間の調節を

一致を以て可決せられました。

発油譲与税の額として予算で定めた額の三分の一に相当する額を、それと五月、八月及び十一月に譲与する。

(揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 都道府県知事及び指定市の長は、総理府令で定めるところにより、揮発油譲与税の額の算定に用いる資料を自治庁長官に提出しなければならない。

(揮発油譲与税の使途)

第六条 都道府県及び指定市は、第二条第一項第一号の規定により譲与を受けた揮発油譲与税については、その総額を道路整備五箇年計画を実施するために必要な都道府県道の改修又は修繕(国の補助金又は負担金を受けて行うものを除く。)のために要する費用に、同条同項第二号の規定により譲与を受けた揮発油譲与税については、その総額を道路に関する費用に充てなければならない。

(揮発油譲与税の追加譲与又は返還)

第七条 昭和二十九年度における揮発油税の収入額の三分の一に相当する額(以下「揮発油譲与税の収入額」という。)が、揮発油譲与税の額として昭和二十九年度の予算に定められた額(以下「揮発油譲与税の収入見込額」という。)をこえる場合においては、その超過額に相当する額を、第二条第一項第二

号の規定により、昭和三十一年度又は昭和三十一年度において追加して譲与し、また、揮発油譲与税の収入額が揮発油譲与税の収入見込額に不足する場合には、その不足額に相当する額を第二条第一項第二号の規定により都道府県及び指定市に譲与した場合における譲与額に相当する揮発油譲与税の額を、昭和三十一年度又は昭和三十一年度において都道府県及び指定市から返還させるものとする。

(この法律の目的)

第一条 この法律は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定を実施するため、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の特例を設けることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 派遣国 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定(以下「国連軍協定」という。)第

一条に規定する派遣国をいう。

二 國際連合の軍隊 派遣国の陸軍、海軍又は空軍で国連軍協定

第一条に規定する国際連合の諸決議に従う行動に従事するため派遣されているものをいう。

三 國際連合の軍隊の構成員 国際連合の軍隊に属し、現に服役中の軍人で日本国内にある間に

おけるものをいう。

四 軍属 派遣国の国籍を有し、且つ、国際連合の軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴する文民で、日本国内にある間に勤務するもの(日本国に通常居住する者を除く。)をいう。

五 家族 國際連合の軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十

歳未満の子並びに父母及び二十

歳以上の子のうちその生計費

の二分の一以上を当該国際連合の軍隊の構成員又は軍属が負担するもので日本国内にある間に

おけるものをいう。

六 軍人用販売機関等 派遣国との歳出外資金により国際連合の軍隊の使用する施設内に設置され

た諸機関のうち国際連合の軍隊が公認し、且つ、規制するもの

で、国際連合の軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族

(以下「国際連合の軍隊の構成員等」という。)の利用に供される

ものをいう。

(地方税法の特例)

第三条 國際連合の軍隊、国際連合の軍隊の構成員等及び軍人用販売機関等に対する地方税法の適用について、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号。以下「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」という。)第三条の規定を準用する。

二十七年法律第百十九号。以下「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」という。)第三条の規定を準用する。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十九年五月二十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の構成員等及び軍人用販売機関等に対する地方税法の適用について、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号。以下「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」という。)第三条の規定を準用する。

二十七年法律第百十九号。以下「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」という。)第三条の規定を準用する。

(審査報告書は都合により附録に掲載)

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十九年五月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案

日本国における国際連合の軍隊の構成員等及び軍人用販売機関等に対する地方税法の適用について、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十九号。以下「行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法」という。)第三条の規定を準用する。

特例法第三条及び第四条中「合衆國軍隊の構成員等」、「合衆國軍隊」又は「合衆國」とあるのは、それぞれ「国際連合の軍隊の構成員等」、「国際連合の軍隊」又は「派遣軍」と読み替えるものとする。

(証明の様式)

第四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第六条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第七条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第八条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第九条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十一条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十二条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十三条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十五条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十六条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十七条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十八条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第十九条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十一条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十二条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十三条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十五条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十六条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十七条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十八条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第二十九条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十一条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十二条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十三条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十五条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十六条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十七条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十八条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第三十九条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十一条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十二条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十三条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十五条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十六条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十七条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十八条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第四十九条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十一条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十二条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十三条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十四条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十五条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十六条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十七条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十八条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第五十九条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第六十条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第六十一条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第六十二条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

(証明の様式)

第六十三条 前条第一項において準用する行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例法第三条の表に規定する証明の様式は、総理府令で定める。

質屋営業法の一部を改正する法律
案
質屋営業法の一部を改正する法律
律
質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十六条 質屋に対する出資の受入

号) 第五条第一項の規定の適用に

付の期間が十五日未満であるときは、これを十五日として利息を計算するものとする。」とあるのは、「月の初日から末までの期間(当該期間の日数は、その月の暦日の數にかわらず、三十日とする。)を一期として利息を計算するものとする。この場合において、貸付の期間が一期に満たないときは一期とし、二以上の月にわたるときは、そのわたる月の数を期の数と

1 この法律は、出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律第五条の規定の施行の日から施行する。

2. この法律の施行の日が月の中途である場合においては、この法律の施行前にした質契約でその利率が出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律第五条第一項及び第二項の規定による割合をえてるものについては、当該月

の初日からこの法律の施行日の前日までの期間は、なお従前定められていた利率によるものとする。

ものとし、この法律の施行の日からその月の末日までの期間に係る利利息は、百円につき一日三十銭の割合により計算するものとする。

地方自治法の一部を改正する法律案

第七百八十九条の四第三項及び第五項を削る。
第七章第三節中第三款を第四款とし、第七百八十九条の七の次に次の二款を加える。

「第六款 附屬機關」を「第七款 削る。」

〔附屬機關〕に改める。

「事務の一部又は」を「事務の一部若くは一部である。

第一百九十四条第一項中「又は」

区という。)があるときは、」を「若

町村並びに特別市及び特別区の廃止

る」の法律若しくはこれに基く政
令別表付第四ナニニノハニハニ

き市町村並びに特別市及び特別区

設けるものとなるもの（これらを

ある。

加える。

特別市及び特別区は、条例で、

できる。但し、市町村並びに特

界変更の場合において、この法は

三三

昭和十九年六月十五日

參議院會議錄第六

第六十一号 暖和一十九年度の攝影

油類等に關する法律案外六件

1

（市の設置等に関する経過措置） 2 地方自治法第七条第一項の規定

による關係市町村の区域の全部若しくは二部をもつて市を設置する処分又は同法第八条第三項の規定による町村を市とする処分については、左の各号の一に該当する場合に限り、改正後の同法第八条第一項第一号の規定にかかるらず、なお、従前の例による。

地方公務員法の一部を改正する法律
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

3 いては、改正後の同法第四十九条
第二項中「その処分を受けた日から十五日以内に」あるのは、
「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第号。
附則第一項但書に係る部分を除く。)の施行の日から十五日以内に」と読み替えるものとする。

地方公共団体は、条例で定める

市町村職員共済組合法案

附則

第一条 この法律は、地方公務員法

第一章 総則(第一条—第十条)
第二章 組合員(第十一条—第十四条)
第三章

第一章 緒論

第二節 保健給付（第三十條—十九條）

第三節 退職給付（第四十一 之三）

第四節 廢疾給付（第四十四條）

第五節 遺族給付（第四十五回）

第六節 災害給付（第五十一条）

第七節 休業給付（第五十一条）

第八節 給付の制限（第六十一条）

第四章 福被事業(第六十五条)

第五章

第六章 市町村職員共済組合連合会

第七章 市町村職員共済組合審査
条)

会（第七十八条—第八十
二条）

第八章 會計（第八十三条—第十五条）

第九章 雜則（第八十六條—第十九條）

第十章 罰則（第九十七條・第十八條）

一六三

- 五 理事の定数、役員の選挙の方
法その他役員に關する事項
- 六 組合員の範囲、種別その他組
合員に關する事項
- 七 掛金に関する事項
- 八 資産の管理その他財務に關す
る事項
- 九 公告に關する事項
- 十 その他組合の業務に關する重
要事項
- 一一 規約の変更は、自治府長官の認
可を受けなければ、その効力を生
じない。

昭和二十九年六月十五日 参議院会議録第六十二号 昭和二十九年度の揮発油課税に関する法律案外六件

3 組合は、規約の変更について前項に規定する認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(組合会)

第四条 組合に組合会を置く。

2 組合会の議員（以下本条及び第六条において「議員」という。）は、市町村長及び市町村長以外の組合員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

3 議員の任期は、二年とする。但し、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市町村長である議員が市町村長の職を離れたとき、及び市町村長以外の組合員から選挙された議員が組合員の資格を失つたときは、当然議員の職を失う。

5 組合会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。

6 議長は、組合会の会議を総理する。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、第七条第一項の規定により理事長の職務を代理する者がその職務を行う。

7 組合員は、規約に特別の定がある場合を除く外、組合会の会議を傍聴することができる。

8 前三項に定めるもの外、組合会の招集及び議事の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(組合会の権限)

第五条 左に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 規約の変更

二 予算の決定及び決算報告の認定

三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

四 訴訟又は訴願の提起及び和解業務に関する監査を求める、その結果の報告を請求することができ

五 その他組合の業務に関する重要事項で、規約をもつて定める事項

2 組合会は、監事に対し、組合の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。

3 組合は、組合の業務を監査する。

4 訴訟又は訴願の提起及び和解業務に関する監査を求める、その結果の報告を請求することができ

5 その他組合の業務に関する重要事項で、規約をもつて定める事項

2 組合の業務は、規約に特別の定がある場合を除く外、理事の過半数で決する。

3 監事は、組合の業務を監査する。

4 組合と理事長（第一項の規定により理事長の職務を代理する者）

5 理事長は、市町村長である理事のうちから理事が選挙する。

6 理事は、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

7 理事は、組合会において、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

8 理事及び監事の任期は、議員の任期による。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

9 理事は、正當な理由がないのに拒ん

10 理事は、規約、業務方法書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を組合の事務所に備えつけて置かなければならない。

11 組合員は、理事に対し、前項の書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理事は、正當な理由がないのに拒ん

12 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

13 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

14 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

15 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

16 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

17 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

18 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

長である理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理する。

2 組合の業務は、規約に特別の定がある場合を除く外、理事の過半数で決する。

3 組合が第三章及び第四章の規定による事業の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保有の登記については、登録税を課さない。

4 組合と理事長（第一項の規定により理事長の職務を代理する者）

5 理事長は、市町村長である理事のうちから理事が選挙する。

6 理事は、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

7 理事は、組合会において、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

8 理事及び監事の任期は、議員の任期による。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

9 理事は、正當な理由がないのに拒ん

10 理事は、規約、業務方法書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を組合の事務所に備えつけて置かなければならない。

11 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

12 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

13 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

14 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

15 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

16 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

17 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

18 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

19 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

20 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

る証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

2 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職の処分を受けた者

3 組合が第三章及び第四章の規定による事業の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保有の登記については、登録税を課さない。

4 組合と理事長（第一項の規定により理事長の職務を代理する者）

5 理事長は、市町村長である理事のうちから理事が選挙する。

6 理事は、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

7 理事は、組合会において、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

8 理事及び監事の任期は、議員の任期による。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

9 理事は、正當な理由がないのに拒ん

10 理事は、規約、業務方法書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を組合の事務所に備えつけて置かなければならない。

11 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

12 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

13 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

14 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

15 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

16 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

17 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

18 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

19 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

20 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

る証書及び帳簿には、印紙税を課さない。

2 地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職の処分を受けた者

3 組合が第三章及び第四章の規定による事業の用に供する建物又は土地の権利の取得又は所有権の保有の登記については、登録税を課さない。

4 組合と理事長（第一項の規定により理事長の職務を代理する者）

5 理事長は、市町村長である理事のうちから理事が選挙する。

6 理事は、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員がそれぞれのうちからそれぞれ同数を選挙する。

7 理事は、組合会において、市町村長である議員及び市町村長以外の組合員から選挙された議員のうちからそれぞれ一人を選挙する。

8 理事及び監事の任期は、議員の任期による。補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

9 理事は、正當な理由がないのに拒ん

10 理事は、規約、業務方法書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を組合の事務所に備えつけて置かなければならない。

11 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

12 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

13 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

14 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

15 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

16 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

17 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

18 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

19 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

20 組合員は、理書類の閲覧を請求することがで

きる。この場合においては、理

事は、正當な理由がないのに拒ん

を当該遺族以外の当該組合員であつた者の遺族に支給する。

(給付の併給)

第二十五条 二以上の給付事由が同時に存したときは、左に掲げる場合を除く外、当該各種の給付を併給するものとする。

一 出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、傷病手当金は支給しない。

二 傷病手当金又は出産手当金を支給するときは、その支給期間内は、休業手当金は支給しない。

三 瘡疾年金を受ける権利を有する者には、退職給付は行わない。

四 退職年金を受ける権利を有する者には、瘡疾一時金は支給しない。

五 (給付金からの控除)

第二十六条 組合員が組合員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、且つ、その者が組合に対して支払べき金額があるときは、給付金からこれを控除する。

(給付金からの控除)

第二十七条 この法律に基く給付を受ける権利は、その給付事由が発生した日から年金である給付については五年間、その他の給付については二年間行なないときは、时效により消滅する。

(給付を受ける権利の保護)

第二十八条 この法律に基く給付を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民金融公庫に担保に供することができる。

(損害賠償の請求権)

第二十九条 組合は、給付事由が第三者的行為に因つて発生したときは、当該給付事由に対しても行べき給付の価額の限度で、給付を受けた権利を有する者が第三者に対する権利を有する者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取扱する。

(第二節 保健給付)

(療養)

第三十条 組合員が、公務に因らぬで疾病にかかり、又は負傷したときは、組合は、左に掲げる療養を行ふ。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 病院又は診療所への取扱

四 病院又は診療所への取扱

五 移送

六 (療養の給付及び療養費)

2 前項第五号及び第六号の療養費は、組合が必要と認めたときに限り、行うものとする。

七 (療養の給付及び療養費)

第三十一条 組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けたときは、左の各号に定めるところによる。

一 痘疾の給付及び療養費

第三十二条 組合員が前条第一項第一号から第四号までの療養を受けたときは、左の各号に定めるところによる。

二 痘疾の給付及び療養費

第三十三条 組合員又はその被扶養者が、保険医又は保険薬剤師から第三十条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情により前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、組合は、第三十一条第三号又は前条第一項の規定に基づつて計算した費用を、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて組合員に支払うことができる。

三 痘疾の給付及び療養費

第三十四条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて組合員に支拂ふべき費用を負担する。

合において、組合は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ六の規定に基き厚生大臣の定める療養に要する費用の算定に關する基準(以下本条において「厚生大臣の定める基準」といふ。)の範囲内で、当該医療機関にその費用を支払う。但し、組合は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を組合員に支払わせることができ。

合は同条の規定(同条第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。)に従つて負担し、又は支払わなければならぬ費用の半額を負担し、又は支払わなければならない。

第三号但書及び第四号但書を除く。に従つて負担し、又は支払わなければならぬ費用の半額を負担すればならない。

二 療養の給付、療養費又は家族療養費(国家公務員共済組合法によるこれらのものを含む。)

及び第六号の療養を受けようとするときに準用する。この場合において、組合員がその療養を受けたときにおいて組合が負担し、又は支払べき金額の半額を負担し、又は支払わなければならぬ。

三 保険医又は保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ三の規定によつて指定された保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。)からこれを受けることができる。

この場合において、組合は、厚生大臣の定める基準によつて、当該保険医又は保険薬剤師にその費用を支払う。但し、組合員は、厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額を支払わなければならぬ。

四 組合は、療養の給付をすることが困難であると認めたとき、又は組合員が緊急その他やむを得ない事情により前各号に規定する医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から診療又は手当を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、組合は、第三十一

条第三号又は前条第一項の規定に基づつて計算した費用を、保険医又は保険薬剤師に対する支払に代えて組合員に支払うことができる。

五 保険医又は保険薬剤師の療養費

第三十五条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に因り左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、支給しない。

六 痘疾給付を受けるに至つたとき。

七 痘疾給付を受けるに至つたとき。

八 痘疾の給付及び療養費

第三十六条 家族療養費は、同一の

(家族療養費)
第三十二条 組合員の被扶養者が、第三十条第一項第一号から第四号まで規定する病害を受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は同条の規定(同条第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。)に従つて負担し、又は支払わなければならぬ。

合は同条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを受けることができる。この場合において、組合は同条の規定(同条第二号但書、第三号但書及び第四号但書を除く。)に従つて負担し、又は支払わなければならぬ。

三 保険医又は保険薬剤師の療養費

第三十七条 痘疾の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に因り左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、支給しない。

四 保険医又は保険薬剤師の療養費

第三十八条 家族療養費は、同一の

合員及びその被扶養者の療養を行わなければならない。

(給付の支給期間)

第三十九条 療養の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に因り左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、支給しない。

二 痘疾の給付、療養費又は家族療養費

第三十条 痘疾の給付、療養費及び家族療養費は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾患に因り左に掲げる事由に該当するに至つたとき以後は、支給しない。

三 保険医又は保険薬剤師の療養費

第三十一条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定による療養の給付が

第四十九条 遺族年金の額は、左の区分による額とする。

一 退職年金の支給を受ける者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一

二 組合員であつた期間二十年以上

2 同順位者は、同順位者がないとときは次類位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき年金の支給を停止することができる。

額の六年分
第六節 り災給付
(弔慰金及び家族弔慰金)
第五十五条 組合員又はその被扶養者が水害火災その他の非常災害によつて死亡したときは組合員については給料の一月分に相当する額の弔慰金をその遺族に、被扶養者については給料の半月分に相当する額の家族弔慰金を支給する。
(灾害見舞金)

4 給を始めた日から起算して六ヶ月間とする。

5 結核性疾患に關しては、前項の期間を二年を通じて三年に至るまでの療養のため勤務に服することができないかつた期間について、繼續して傷病手当金を支給する。

第三十五条第二項の規定は、前二項の場合について準用する。

第三項若しくは第四項又は前項において準用する第三十五条第二項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、

上の者で慶祝年金の支給を受け
る者が死亡したときは、その者
が支給を受けるべきであつた退
職年金の額の二分の一

第五十二条 組合員であつた期間六ヶ月以上二十年未満の者が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。
2 遺族一時金の額は、給料日額に、組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

二 前条第一号に該当する場合に
おいては、すでに支給を受けた
年金の総額が、その組合員が退職
の際に受けるべきであつた退職
年金の額の六年分に満たないと
きは、その差額

(災害見舞金)
第五十六条 組合員がその住居又は
家財に損害を受けたときは、給料
に、別表第五に掲げる損害の程度
に応じ同表に定める月数を乗じて
得た額を災害見舞金として支給す
る。

項の場合において、傷病手当金の支給期間中に療養の給付又は療養費の支給期間が経過したときは、当該傷病手当金の支給期間は、これららの規定にかかわらず、当該傷病手当金の支給を始めた日から当該療養の給付又は療養費の支給期間が経過した日の前日までの期間とする。

二 婚姻したとき、又は養子縁組（届出をしないが事实上養子縁組と同様の事情にある場合を含む。）により養子となつたとき。
三 子又は孫（不具廕疾で生活資

るときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

員であった期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額と給料の十月分に相当する額との合算額(その合算額が給料の二十二月分に相当する額をこえるときは、二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額

2 いで疾病にかかり、又は負傷し、療養のため引き続き勤務に服することができないときは、傷病手当金として、勤務に服することができなくなった日以後三日を経過した日から、その後における勤務に服することができない期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。

組合員で被扶養者のないものが

第五十八条 組合員が分べんしたときは、出産手当金として、分べんの日以前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において勤務に服することができなかつた期間一日につき給料日額の十分の八に相当する額を支給する。組合員であつた者が組合員の資格喪失後六月以内に分べんしたときも、また、同様とする。

2 前条第二項の規定は、出産手当金の支給について準用する。

3 組合員がその資格を喪失した

前項の場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

五十一條 遺族年金を受けける権利を有する者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるとき

るべき遺族がないとき。
三 組合員であつた期間二十年未満の者で遺族年金を受ける権利を有するものが死亡したとき。
四 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

金の総額が、その組合員が受けた、又は受けるべきであつた退職年金の額の六年分に満たないときは、その差額

入院したときにおいて支給すべき傷病手当金は、前項の規定にかかわらず、給料日額の十分の六に相当する額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病に関しては、その支

3 金の支給について適用する。
組合員がその資格を喪失した際、出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。但し、その期間内に他の組合の組合員の資格を取得したときは、そ

の取得した日以後については、この限りでない。

(休業手当金)

第五十九条 組合員が左の各号の一の事由に因り欠勤したときは、休業手当金としてその期間(第三号から第五号までの各号について)は、當該各号に掲げる期間内)一日にづき給料額の十分の六に相当する額を支給する。

一 公務に因らない疾病又は負傷

二 組合員の被扶養者の疾病又は負傷

三 組合員又はその配偶者の分

四 組合員又はその被扶養者に係る公務に因らない不慮の災害

五 組合員の婚姻、配偶者の死亡
又は二親等内の血族若しくは一親等の姻族で組合員の収入により主としてその生計を維持するもの若しくはその他の被扶養者の婚姻若しくは葬祭

六 前各号に掲げるものの外、組合の規約で定める事由

(休業給付と給料との調整)

第六十条 傷病手当金、出産手当金又は休業手当金は、その支給期間に係る給料の全部又は一部を受けたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一

部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、また、同様とする。

(休業給付又は休業手当金)

第六十二条 組合員若しくは組合員であつた者は又はその被扶養者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失に因り事故を発生させたときは、その者に係る保健給付、廻疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わないことができる。

(掛金)

第六十三条 組合は、保健給付、廻疾給付又は休業給付の支給に関し

必要があると認めるときは、その支給に係る者につき診断を行うこ

とができる。

2 正当な理由がなくて前項の診断

を拒否したときは、その者に係る保健給付、廻疾給付又は休業給付

は、その全部又は一部を行わない

第六十四条 遺族給付の支給を受け

るべき者が、組合員、組合員であつた者又は遺族給付の支給を受け

る者を故意に死に至らせたとき

は、その者については、その受け

るべき給付を支給しない。この場

合において後順位があるとき

は、その受ける額の限度におい

て、その全部又は一部を支給

しない。

第八節 紙付の制限

(給付の制限)

第六十一条 この法律に基く給付を受けるべき者が故意に給付事由に発生させたときは、当該給付事由に係る給付は、その全部又は一

部を行わないことができる。その者が懲戒処分を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときも、また、同様とする。

(給付の制限)

第六十二条 組合員若しくは組合員であつた者は又はその被扶養者が、正当な理由がなくて療養に関する指揮に従わなかつたことにより、又は重大な過失に因り事故を発生させたときは、その者に係る保健給付、廻疾給付又は休業給付の全部又は一部を行わないことができる。

(掛金)

第六十三条 組合員は、組合の給付に要する費用に充てるため、掛金を負担する。

2 前項の掛金は、組合員の給料を標準として算定するものとし、その給料と掛金との割合は、各組合につき、規約で定める。

(掛金等の給料等からの控除)

第六十七条 市町村は、組合員である職員の給料から掛金に相当する金額を控除し、これを毎月末日までに組合員に代りその掛金として組合に払い込まなければならない。

2 市町村は、組合員が組合に対し

て支払うべき掛金以外の金額があ

るときは、組合員である職員の給

料その他の給与を支給する際、そ

の給料その他の給与から当該金額

に相当する金額を控除し、これを

直ちに組合員に代り組合に払い込

まなければならない。

3 市町村は、第一項の規定により

組合に負担金を支払う場合におい

ては、概算払をすることが可能

る。この場合においては、当該事

業年度末において精算するものと

する。

(督促及び延滞金の徴収)

3 市町村は、前条第一項の規定による負担金を滞納した市町

村に対しては、組合は、期限を指

定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促したとき

は、組合は、政令で定めるところ

ら徴収し、これを毎月末日までにその者に代り組合に払い込まなければならぬ。

(市町村負担金)

第六章 市町村職員共済組合連合会

(市町村職員共済組合連合会)

第七十条 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)を置く。

2 連合会は、左に掲げる事業を行ふ。

一 組合員の保健、保護又は教養に資する施設の経営

2 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付

三 組合員の貯金の受入又はその運用

四 組合員の臨時の支出に対する貸付

五 その他前各号に附帯する事業

第六章 市町村職員共済組合連合会

(市町村職員共済組合連合会)

第六十八条 市町村は、組合の事業に要する費用に充てるため、左に掲げる金額を負担し、その金額を毎月末日までに組合に払い込まなければならぬ。

2 連合会は、左に掲げる事業を行ふ。

一 保健給付、火災給付及び休業給付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛金

2 貸付に要する費用に係る当該市町村の職員である組合員の掛金

3 退職給付、廻疾給付及び遺族給付に相当する金額

4 退職給付、廻疾給付及び火災給付に相当する金額

5 長期給付積立金及び火災給付積立金を管理すること。

6 その他の目的を達成するため必要な事業

連合会の事務所は、東京都に置く。

7 第七十二条 連合会は、定期をもつて左に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 総会に関する事項

六 役員に関する事項

七 長期給付積立金及び火災給付積立金に関する事項

八 経費の分賦及び会計に関する事項

るにより、延滞金を徴収するものとする。

(第六章 市町村職員共済組合連合会)

(市町村職員共済組合連合会)

第七十条 組合の業務の適正且つ円滑な運営を図るため、すべての組合をもつて組織する市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」とい

九 公告に関する事項
十 その他連合会の業務に関する事項
2 定款の変更は、自治府長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(総会)
第七十二条 連合会に総会を置く。
2 総会は、各組合の理事長及び定款で定めるところにより市町村長以外の各組合の理事が互選する者あわせて五十五人の議員をもつて組織する。
3 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
一 定款の変更
二 予算の決定及び決算報告の認定
三 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
四 訴訟又は訴願の提起及び和解
五 その他連合会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定める事項

(役員)
第七十三条 連合会に役員として会長、理事九人及び監事三人を置く。
2 会長は、理事が互選する。
3 理事は、総会の議員が互選する。但し、理事のうち一人は、市町村長以外の組合の理事が互選した議員でなければならない。
4 監事は、総会において、学識経験を有する者、組合の理事長及び市町村長以外の組合の理事が互選した総会の議員のうちからそれぞれ一人を選任する。
第五十四条 会長は、連合会を代表する。

2 連合会の業務は、定款に特別の規定がある場合を除く外、理事の過半数で決する。

3 監事は、連合会の業務を監査する。
(長期給付積立金及び災給付積立金)
第七十五条 退職給付、障害給付及び遺族給付の円滑な実施を図るために長期給付積立金を、又は災給付の円滑な実施を図るために災給付積立金を、それぞれ連合会に設ける。

2 組合は、前項の積立金に充てるため、政令で定めるところにより、毎月一定の金額を連合会に払い込むものとする。
3 連合会は、政令で定めるところにより、組合の請求に基き、その退職給付、障害給付及び遺族給付に要する資金を長期給付積立金から、そのり災給付に要する資金を災給付積立金から組合に交付するものとする。

4 連合会は、第一項の積立金を管理するに当つては、これを確実で有利な方法により、且つ、組合員の福祉の増進又は市町村の公共の利益に資するように運用しなければならない。

(資料の提出の請求)
第七十六条 連合会は、その業務に関する必要があると認めるときは、組合に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代理する委員のうちから選挙する。
3 委員は、審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

2 会員は、会員が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

2 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推選する者のうちから自治府長官が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代理する委員のうちから選挙する。
3 委員は、審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

2 会員は、会員が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推選する者のうちから自治府長官が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代理する委員のうちから選挙する。

3 委員は、審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

2 会員は、会員が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推選する者のうちから自治府長官が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代理する委員のうちから選挙する。

3 委員は、審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

2 会員は、会員が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推選する者のうちから自治府長官が委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代理する委員のうちから選挙する。

3 委員は、審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、審査会において、公益を代表する委員のうちから会長の職務を代理する者を選挙する。

2 会員は、会員が招集し、その議事は、会長以外の出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審査会は、組合員を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができる。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、連合会が推選する者のうちから自治府長官が委嘱する。

命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査会を請求した者に対してこれを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

7 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

8 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

9 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

10 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

11 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

12 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

13 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

14 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

15 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

16 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

17 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

18 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

19 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

20 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

21 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

22 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

23 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

24 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

25 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

26 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

27 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

28 第二項の規定によつて給付の決定に関する審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

2 組合の理事長又は連合会の会長
は、毎事業年度、財産目録、貸借
対照表及び損益計算書を作成し、
これに予算の区分に従つて作成し
た当該事業年度の決算報告書を添
付し、監事の意見をつけて、決算
完結後一月以内に組合会又は総会
に提出し、その認定を受けなければ
ならぬ。

3 組合及び連合会は、前項の規定
による決算の認定があつたとき
は、前項に規定する書類の写を添
付し、逕席なく、これを自治府長
官に報告しなければならない。
(会計等に関する事項の總理府令
への委任)

第八十五条 前二条に規定するもの
の外、組合及び連合会の会計及び
資産の運用その他財務に関する必
要な事項は、總理府令で定める。

第九章 雜則

(監督)

第八十六条 組合及び連合会は、自
治府長官が監督する。

2 自治府長官は、必要があると認
めるときは、その必要な限度にお
いて、組合又は連合会に対し、
業務及び資産の状況に關し報告を
させ、又は当該職員をして実地に
ついて業務の状況若しくは書類帳
簿その他必要な物件を検査させる
ことができる。

3 自治府長官は、組合の保健給付
についての第三十条第二項及び第
三十一一条から第三十三条までの規
定による費用の負担又は支払の適
正化を図るために必要な限度におい
るときは、その必要な限度で
て、当該保健給付に係る第三十条

第一項各号に掲げる療養を行つた医療機関から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして當該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿その他の業務に関する書類帳簿を検査させることができ
る。

4 前項の規定により当該職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 自治庁長官は、政令で定めるところにより、第一項から第三項までに規定する権限に属する事務の一部を都道府県知事をして行わせることができる。

(組合の報告徴取等)

第八十七条 組合は、政令で定めるところにより、市町村にその職員である組合員の異動、給与等に関する報告をさせ、又は文書を提示させ、その他組合の業務の執行に必要な事務を行わせることができ

る。

2 組合は、總理府令で定めるところにより、組合員又はこの法律に基づく給付を受けるべき者に、組合員に対する組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(市町村の便宜の供与)

第八十八条 市町村は、組合又は連合会の業務の執行に必要な範囲内

において、当該市町村の職員をして組合若しくは連合会の事務に從事させ、又は当該市町村の施設を無償で組合若しくは連合会の利用に供することができる。

(医療に関する事項)

第八十九条 組合は、この法律で定める医療に関する事項については、隨時、厚生大臣に連絡しなければならない。

(船員である組合員についての特例)

第九十条 船員である組合員の船員である組合員としての資格の得喪及び期間の計算については、船員保険法の定めるところによる。

第九十一条 船員である組合員又は船員である組合員であつた組合員が、第十二条第二項各号に規定する事由に該当したときの退職給付又は遺族給付は、左の各号のうち組合員に有利ないずれか一の給付とする。

一 組合員として受けるべき退職給付又は遺族給付と、船員保険の被保険者であつた期間のうち組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対する船員保険法に規定する老齢年金、脱退手当金又は遺族年金との併給

二 その者が組合員とならなかつたならば、船員として受けるべき船員保険法に規定する老齢年金又は遺族年金と、組合員であつた期間のうち船員である組合員でなかつた期間がある場合のその期間に対するべき退職給付又は遺族給付との併給前項に規定する場合の外、船員

である組合員若しくは船員である組合員であつた者は、これら者の遺族に対する給付は、組合員若しくは組合員であつた者は又はこれらの者の遺族として受けるべき給付と、その者が組合員とならなくなつたならば、船員保険の被保険者若しくは被保険者であつた者又はこれらの者の遺族として受けるべき給付と、その者が組合員とならなくなつたならば、船員保険の被保険者業に廻する給付を除く。)とのうち、これらの者に有利ないすれば、(被保険交渉法(昭和二十九年法律第一号)第二条から第四条まで規定により厚生年金保険又は船員保険の老齢年金の受給資格期間を満たした者が、船員である組合員となつたときは、船員である組合員でない船員保険の被保険者で、かつた期間は、船員保険の被保険者でなかつたものとみなして、前各の規定を適用する。

与を受けるもの（以下本条において「組合職員」という。）があるときは、この法律（第七条第四項、八十八条及び次条の規定を除くもの）の適用については、当該組合又は連合会をその事務所の所在地とする都道府県に包括される市町とみなし、当該組合職員を職員みなす。
（特別区並びに特別区及び市町の組合の取扱）
第九十五条 この法律の適用については、特別区並びに特別区及び町村の組合は、市町村とみなす。
（施行手続等の政令への委任）
第九十六条 この法律の施行のたまに、手続その他その執行について重要な細則は、この法律に特別のがあるものを除く外、政令で定める。
（罰則）
第九十七条 第八十六条第三項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の立入若しくは検査を拒み、げ、若しくは忌避した者は、六以下の懲役又は一万元以下の罰金刑に処する。
第九十八条 法人の代表者又は法若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人業務に關して、前条の違反行為したときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても同条罰金刑を課する。
（施行期日）
附 則
1 この法律は、昭和三十年一月

のそのの入金月効員く規め定必め一巾い竹と利属は)第一

日から施行する。但し、附則第二項から第六項まで及び第二十一項の規定は、公布の日から施行する。
(組合の設立)
2 都道府県知事は、この法律の公布の日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちからそれぞれ十人以内の同数の者を組合設立委員選挙管理人として指名しなければならない。

3 組合設立委員選挙管理人は、指名の日から三十日以内に、組合設立委員の定数及び選挙の方法に関して規則を定め、その規則について自治庁長官の認可を受けなければならぬ。この場合においては、市町村長及び市町村長以外の職員がそれぞれのうちから同数を選挙するよう定めなければならぬ。

4 前項に規定する認可があつたときは、組合設立委員選挙管理人は、認可の日から六十日以内に、認可を受けた規則により組合設立委員の選挙を行わなければならぬ。

5 組合設立委員は、選挙の日から六十日以内に、第三条第一項各号に掲げる事項について仮規約を定め、並びに総理府令で定めるところにより当該事業年度の収入及び支出の仮予算を作成し、その旨認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

6 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

7 組合は、前項の規定による告示がある日から三十日以内に、市町村長及び市町村長以外の職員のうちから同数を組合設立委員選挙管理人として指名しなければならない。

8 附則第三項に規定する組合設立委員並びに附則第五項に規定する仮規約及び仮予算は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の組合会の議員、規約及び予算となるものとする。この場合においては、組合は、運営なく、その規約を公告しなければならない。

(組合会の設立)

9 すべての組合が成立したときは、自治庁長官は、各組合の理事長の会議を招集しなければならない。

10 各組合の理事長は、前項に規定する理事長の会議において連合会の定款並びに当該事業年度の収入及び支出の予算を作成し、その定款及び予算について自治庁長官の認可を受けなければならない。

11 自治庁長官は、前項に規定する認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

12 連合会は、前項の規定による告示のある日に成立する。この場合においては、連合会は、運営なく、その定款を公告しなければならない。

(最初の事業年度)

13 組合及び連合会の最初の事業年度は、第八十三条第一項の規定にかかわらず、組合又は連合会の成立の日に始まり、昭和三十年三月三十一日に終るものとする。

14 最初に選任される審査会の委員の任期は、第七十八条第四項の規定にかかわらず、組合員を代表する者、市町村を代表する者及び公益を代表する者のそれぞれについて、一人は三年、一人は二年、一人は一年とする。この場合において、各委員の任期は、自治庁長官がくじで定める。

15 (退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用の除外)

16 (退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用の除外)

17 (退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用の除外)

18 市町村は、前項の規定の適用を受ける組合員に対する第六十八条第一項第二号に掲げる給付に要する費用を負担しないものとする。

(未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者であつて、この法律が昭和二十八年七月三十一日から施行されていたものとしたならば組合員となるべき者は、第十二条の規定にかかる限り、組合員とみなす。この場合において、この法律の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当若しくは特別手当又は市町村において支給されるこれらに相当する手当(以下次項において「手当等」と総称する)をもつてその者の収入と、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。

19 (未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者であつて、この法律が昭和二十八年七月三十一日から施行されていたものとしたならば組合員となるべき者は、第十二条の規定にかかる限り、組合員とみなす。この場合において、この法律の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法による留守家族手当若しくは特別手当又は市町村において支給されるこれらに相当する手当(以下次項において「手当等」と総称する)をもつてその者の収入と、その者の昭和二十八年七月三十一日における給料の額をもつてその者の給料の額とみなす。

20 (手当等の支給機関)(二以上機関が手当等を支給するときは、そのうち自治庁長官が定める機関)

21 この法律の公布の際現にこの法律による組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定によつて、当該健康保険組合が設立され、当該健康保険組合が設立されたる都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定によつて、当該健康保険組合が設立され、当該健康保険組合が設立されたる都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日に解散する。この場合において、解散した健康保険組合の被保険者でこの法律による組合の組合員の資格を有しないものがあるときは、その者は、この法律による組合が承認する規定の適用を受ける組合員が附則第十五項第二号に該当するに至つたときは、前項の規定にかかわらず、引き続きこれらの給付に関する規定の適用を受ける。

(健康保険組合及び健康保険についての経過措置)

22 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき組合員である被保険者とする健康保険組合が附則第十五項第二号に該当するに至つたときは、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、この法律による組合が解散する。この場合において、解散した健康保険組合の被保険者でこの法律による組合の組合員の資格を有しないものがあるときは、その者は、この法律による組合が承認する規定の適用を受ける。

成立した日にその組合の組合員となつたものとみなす。

23 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者と被保険者一千の健康保険組合

付に相当する給付として受けていたものとみなし、当該組合は、当該組合が成立した日以後に係る給付を支給する。

29 この法律の公布の際現にこの法律による組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村のうち附則第二十一項の規定による申出をしなかつたもので、その職員である被保険者の負担する保険料より多額の保険料を負担していたものは、昭和三十四年十二月三十一日までの間は、退職給付、廃疾給付及び

号によつて算定した額を控除した金額とする。

一 退職年金にあつては、給料日額の二・七日分(控除期間二十一年)をこえる部分について、一・八日分)に控除期間(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額

二 退職一時金又は遺族一時金であつては、給料日額に、控除期間を組合員であつた期間とみなして、その期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分

た期間の平均標準報酬額に厚生年金保険法別表第四に定める率を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額の現価に相当する額を、厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。

後においても、その申出をした市町村及びその職員をもつて組織する健康保険組合として引き続き存続するものとする。この場合において、当該健康保険組合の権利義務で、附則第二十一項の規定による申出をしなかつた市町村及びその職員に係るものは、当該都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日において、政令で定めるものに係る健康保険法による給付について、なお、従前の例によりて、当該健康保険組合の被保険者である者が組合員となる組合は、当分の間、第十一項第二号の規定にかかるわらず、健康保険の被保険者で同号で該当するものを、その組合の組合員とことができる。

24 ところにより、この法律による組合が承継する。
この法律による組合は、附則第二十
二項及び第二十三項の規定により健
康保険組合の権利義務を承継したこの
法律による組合である。

二十二項の規定により解散した健
康保険組合の職員が引き続きこの
法律による組合の職員としての身
合は、昭和三十四年十二月三十一
日までの間は、当該健康保険組合
がこの法律による組合が成立した

25 分を取得するように措置しなければならない。

この法律による組合の成立と同様現行行つていて、健康保険法第六十九条ノ三の規定による保険給付のうちこの法律に規定する給付

時にその組合員となつた者に対する保健給付及び休業給付に関する規定の適用については、その者以外のものを、規約で定めることにより、第十五条に規定する給付にあわせてこの法律による給付

は、当該組合の成立前の健康保険の被保険者であつた期間、当該組合の組合員であつたものとみなして行うことができる。この場合においては、第六十八条第一項第一号中「保健給付、り災給付及び

「当該組合の成立の際現に健保
保険法による保険給付を受けてい
る場合においては、当該保険給付
は、この法律に基いて当該保険給
付、廢疾給付及び遺族給付以外の
給付」と読み替えて同条同項の規定
を適用する。

昭和二十九年六月十五日 参議院会議録第六十二号 昭和二十一年度の揮発油譲与税に関する法律案外六件

組合の成立と同時に組合員となつた者の当該組合の成立前の引き継ぐ職員としての在職期間（第十一条第二項各号に掲げる者及び則第十五項各号に掲げる者としての在職期間並びに附則第三十二項の規定により組合員であつた期間とみなされる期間を除く。）は、この法律の適用については、組合員であつた期間とみなす。

30 組合の成立と同時に組合員とな

つた者の当該組合の成立前の引き
続く職員としての在職期間（第十
一条第二項各号に掲げる者及び附
則第十五項各号に掲げる者として
の在職期間並びに附則第三十二項
の規定により組合員であつた期間
とみなされる期間を除く）は、一
の法律の適用につれては、組合員

31 前項の規定により組合員であつた期間とみなす。

た期間とみなされる期間（以下「本項において」「控除期間」という。）を有する組合員に対する退職年金、

退職一時金又は遺族一時金の額は、第四十一条第二項、第四十三条第二項又は第五十二条第二項の規定により算定した額から左の各

号によつて算定した額を控除した金額とする。

一 退職年金にあつては、給料日額の二・七日分(控除期間二十二年をこえる部分について)は、
一・八日分)に控除期間(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額

二 退職一時金又は遺族一時金については、
あつては、給料日額に、控除期間を組合員であつた期間とみなし、その期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分率の四十五。

組合の成立の際現に厚生年金保険法(昭和二十九年法律第号)による厚生年金保険(以下「厚生年金保険」といふ。)の被保険者であつて組合成立と同時に組合員となつた者の厚生年金保険の被保険者の被保険者であつた期間(その期間の計算については、同法第十九条の規定のとおり)を乗じて得た額の百分率の四十五)を乗じて得た金額

33 前項に規定する者の組合成立の日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間は、組合成立の日以後においては、厚生年金保険の種被保険者以外の被保険者であることは。

た期間の平均標準報酬額に厚生年金保険法別表第四に定める率を乗じて得た額の百分の八十五に相当する額の現価に相当する額を、厚生保険特別会計から組合に交付するものとする。

35 附則第三十項から前項までの規定により生ずべき組合の追加実用支出をした市町村(以下「適用除外市町村」という。)が健康保険組合を組織しなくなつたとき、又は当該適用除外市町村が包括される都道府県の区域にこの法律による組合が成立した日以後において当該適用除外市町村において長期給付に相当する給付が行われないときは、当該適用除外市町村は、そのときにおいて、この法律の規定の全部又は退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する部分の適用を受ける市町村となるものとする。この場合において、健康保険との関係を調整、この法律の適用を受けるまち村となる前の在職期間の取扱いの他必要な経過措置は、附則第十二項から第二十六項まで、第二十九項、第三十一項及び前項の規定に準じて政令で定める。

50	二号ノ貸付並ニ同条第三号及 第四号ノ事業並ニ市町村職員 共済組合連合会ノ同法第七十 二十七号)の一部を次のよう改 正する。
	第三条第一項第十二号中「國家 公務員共済組合及び同連合会」 下に「市町村職員共済組合及び同 連合会」を加える。

51	第八条第六項第六号の二を第六 号の三とし、同項第六号の次に次 の一号を加える。
----	---

52	六の二 市町村職員共済組合法 第六十六条の規定による掛金 及び同法附則第二十一項後段 の規定により行わなければな らないものとされる同項後段 に規定する長期給付に相当す る給付が行われる場合におい て、当該給付を行う市町村の 職員が当該給付を受けるため に負担する費用
----	---

53	第八条第六項第八号を次のよう に改める。
----	-------------------------

54	八 条例の規定により地方公共 団体がその職員に関し実施す る退職年金又は退職一時金の 制度に基き、地方公共団体の 職員が負担する費用
----	--

55	前項の規定による改正後の所得 税法第八条第六項の規定は、昭和 三十年分以後の所得税から適用し、 昭和二十九年分以前の所得税につ いては、なお従前の例による。
----	--

56	法人税法(昭和二十二年法律第 一百六十二号)の一部を次のよう改 正する。
----	--

57	四 国家公務員共済組合法又は私立 学校教職員共済組合法の規定
----	-----------------------------------

58	五 市町村職員共済組合法の規定
----	-----------------

59	六 市町村職員共済組合法の規定
----	-----------------

60	七 市町村職員共済組合法の規定
----	-----------------

61	八 市町村職員共済組合法の規定
----	-----------------

62	九 市町村職員共済組合法の規定
----	-----------------

63	十 市町村職員共済組合法の規定
----	-----------------

64	十一 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

65	十二 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

66	十三 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

67	十四 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

68	十五 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

69	十六 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

70	十七 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

71	十八 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

72	十九 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

73	二十 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

74	二十一 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

75	二十二 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

76	二十三 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

77	二十四 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

78	二十五 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

79	二十六 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

80	二十七 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

81	二十八 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

82	二十九 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

83	三十 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

84	三十一 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

85	三十二 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

86	三十三 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

87	三十四 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

88	三十五 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

89	三十六 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

90	三十七 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

91	三十八 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

92	三十九 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

93	四十 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

94	四一 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

95	四二 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

96	四三 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

97	四四 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

98	四五 市町村職員共済組合法の規定
----	------------------

99	四五五 市町村職員共済組合法の規定
----	-------------------

100	四六 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

101	四七 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

102	四八 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

103	四九 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

104	五〇 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

105	五一 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

106	五二 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

107	五三 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

108	五四 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

109	五五 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

110	五六 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

111	五七 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

112	五八 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

113	五九 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

114	六〇 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

115	六一 市町村職員共済組合法の規定
-----	------------------

別表第二

程 度	廢 病 の 状 態	番 号
一	両眼の視力〇・〇二以下に減じたもの又は一眼失明し他眼の視力〇・〇六以下に減じたもの そしやく又は言語の機能を喪したもの	一
二	両腕を腕関節以上で失つたもの	二
三	両足を足関節以上で失つたもの	三
四	両腕を腕関節以上で失つたもの	四
五	両足を足関節以上で失つたもの	五
六	両腕の用を全廃したもの	六
七	両足の用を全廃したもの	七
八	十指を失つたもの	八
九	前各号の外負傷又は疾病に因り廃疾となり、高度の精神障害を残し勤労能力を喪失しないもの	九
十	両眼の視力〇・一以下に減じたもの 鼓膜の大部の欠損その他に因り両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの せき柱に著しい機能障害を残すもの そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	十
十一	一手のおや指及びひとさし指をあわせて四指以上を失つたもの 十指の用を廃したもの 一腕の三大関節中二関節の用を廃したもの 一足の三大関節中二関節の用を廃したもの 一足を足関節以上で失つたもの 十のあしゆびを失つたもの 前各号の外負傷又は疾病に因り廃疾となり、精神障害又は身体障害を残し勤労能力に高度の制限を有するもの	十一
一二	二	
一三	三	
一四	四	
一五	五	
一六	六	
一七	七	
一八	八	
一九	九	
二〇	十	
二一	一一	
二二	一二	
二三	一三	
二四	一四	
二五	一五	
二六	一六	

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指關節、その他の指は第一指關節以上を失つたものをいふ。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指關節若しくは第一指關節(おや指にあつては、指關節)に著しい運動障害を残すものをいふ。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいふ。

別表第三

程 度	廢 疾 の 状 態	番 号
一	一眼の視力〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力〇・六以下に減じたもの 両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭窄若しくは視野変状を残すもの そしやく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	一
二	鼓膜の大部の欠損その他に因り一耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解し得ないもの せき柱に著しい運動障害を残すもの	二
三	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの おや指の用を発したもの、ひとさし指をあわせて二指の用を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を失つたもの 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの	三
四	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの おや指の用を発したもの、ひとさし指をあわせて二指の用を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を失つたもの 一腕の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの	四
五	一足の三大関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの 一腕の長管状骨に仮関節を残すもの	五
六	一足の五のあしゆびの用を失つたもの	六
七	前各号の外負傷又は疾病に因り廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤労能力に制限を有するもの	七
八	一足を三センチメートル以上短縮したもの	八
九	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの	九
十	一足の五のあしゆびの用を失つたもの	十
十一	前各号の外負傷又は疾病に因り廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し勤労能力に制限を有するもの	十一
十二	一足を三センチメートル以上短縮したもの	十二
十三	一足の長管状骨に仮関節を残すもの	十三
十四	一足を三センチメートル以上短縮したもの	十四
十五	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの	十五
十六	一足の五のあしゆびの用を失つたもの	十六

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指關節、その他の指は第一指關節以上を失つたものをいふ。
- 三 指の用を廃したものとは、指の末節の半ば以上を失い、又は掌指關節若しくは第一指關節(おや指にあつては、指關節)に著しい運動障害を残すものをいふ。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいふ。

別表第五

損害の程度	月数
一 住居及び家財の全部が焼失又は滅失したとき。	三月
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	
一 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十九年五月二十九日
衆議院議長河井彌八殿

奄美群島復興特別措置法

(目的)

第一條 この法律は、鹿児島県大島郡の区域で北緯二十九度以南にある地域(以下「奄美群島」という。)の復帰に伴い、同地域の特殊事情にかんがみ、その急速な復興を図るとともに住民の生活の安定に資するために、特別措置としての総合的な復興計画(以下「復興計画」といふ)を策定し、及びこれに基く事業を実施することを目的とする。

(復興計画の内容)

第二条 復興計画は、左に掲げる事業につき定めるものとする。

一 公共土木施設の整備事業
二 土地改良事業及び林業施設の整備事業

第三条 鹿児島県知事は、復興計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

二 内閣総理大臣は、前項の復興計画を決定する。

三 前項の復興計画は、昭和二十九年十月三十一日までにするものとする。

四 復興計画は、復興計画を決定された後、特別の必要が生じた場合には、第一項及び第二項の例により、復興計画を変更することができる。

五 内閣総理大臣は、復興計画を決定し、又は変更したときは、これを鹿児島県知事に通知するものとする。

六 電力、航路及び通信施設の整備事業

七 はふの類及び病害虫の駆除事業

八 前各号に掲げるものの外、奄美群島の復興に関し必要な事業

2 前項の復興計画は、おおむね五年を目標として達成されるよう

な内容のものでなければならぬ

い。

3 第一項の復興計画には、道路整備

費の財源等に関する臨時措置法

(昭和二十八年法律第七十三号)第

二条の規定による道路整備五年計

計画に基く道路のはまその他の改

築及び修繕は、含まないものと

する。

(復興計画の決定及び変更)

第三条 復興計画は、左に掲げる事業の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の復興計画の案に基き、奄美群島復興審議

三 住居又は家財の全部が焼失又は滅失したとき。	三
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	四
一 住居及び家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	一
二 住居及び家財の二分の一以上が焼失又は滅失したとき。	二
三 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	四
一 住居又は家財の三分の一以上が焼失又は滅失したとき。	一
二 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	二
三 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	三
四 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき。	四

2 内閣総理大臣は、前項の認可をしよつとするとときは、あらかじめ奄美群島復興審議会の意見を聞かなければならぬ。

3 前条第六項の規定は、第一項の規定により当該年度の復興実施計画を作成する場合に準用する。

(事業の実施)

第五条 復興計画に基く事業のうち、別表第一に掲げるものは、当該事業に関する法令の規定にかかるわらず、鹿児島県知事が実施する。

第六条 復興計画に基く事業のうち、別表第一に掲げるものに要する経費は、予算の範囲内で、国が支弁する。

2 復興計画に基く事業のうち、別表第二に掲げるものに要する経費については、国は、当該事業に関する法令の規定にかかるわらず、又は市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、それぞれ同表に掲げる割合により、その一部を負担し、又は補助するものとする。

3 国は、左に掲げる復興計画に基く事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、県又は市町村その他の方者に対する予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

4 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

5 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

6 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

7 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

8 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

9 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

10 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

11 事業の実施するところにより、県又は市町村その他の者が実施する。

3 港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)第二条第二項の重要港湾について、復興計画の定めるところにより、国は、第一項の規定に基づき、これを実施するために必要な当該年度の復興実施計画を作成し、内閣総理大臣の認可を受け

三 はふの類及び病害虫の駆除に必要な事業
四 水産、亞熱帯性農林作物の生産及び蚕の振興に関する必要な事業

五 前各号に掲げるもの外、奄美群島における民生安定のため必要な産業の復興に関する事業

四 國は、復興計画に基く事業を実施する県が、復興計画の定めるところにより、左の各号に掲げる事業を行う者に対し資金を貸し付けることができる。

一 電気事業
二 つむぎの生産事業
三 製糖事業
四 水産業

五 第二項及び第三項に掲げる事業並びに前項に規定する資金の貸付に要する経費に関する經理については、当該地方公共団体は、これを他の經理と分別しなければならない。

(奄美群島復興審議会の設置及び権限)

第七条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他奄美群島の復興に関する重要な事項を調査審議するために、総理府に奄美群島復興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、奄美群島の復興に関する重要な事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第八条 審議会は、関係行政機関の

職員、鹿児島県知事、鹿児島県議会議長及び学識経験のある者について、内閣総理大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

2 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を總理する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもの外、審議会の議事、運営その他の審議会に關する必要な事項は、政令で定める。

(指揮監督)

第九条 内閣総理大臣は、復興計画に基く事業の実施について、総合調整を行うとともに、これらの事業を実施する地方公共団体の長その他他の機関又はその他の者を指揮監督する。

2 鹿児島県知事は、復興計画に基く事業の実施について、これらの事業を実施する市町村の長その他他の機関又はその他の者を指揮監督する。この場合において、公立の文教施設の整備事業の実施に関する指揮監督については、鹿児島県知事は、あらかじめ県の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について、主務大臣又は県の教育委員会の國係法令の規定による指揮監督の権限の行使を妨げるものではない。

(地方事務官等)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年三月三十日にその効力を失う。

2 第四条の規定による昭和二十九年度に係る復興実施計画は、同条の規定にかかわらず、第三条第二項の規定による復興計画の決定の日から二月以内に、作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 奄美群島における道路のはまごとの改築及び修繕で第二条第三

		別表第一				
		河川	道路	離島振興対策審議会	離島振興対策審議会	
海岸	漁港	砂防	河川法(明治二十九年法律第七十一号)第一条に規定する河川(同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川若しくは他の河川又はこれらのもの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは治岸を保全するための防護することを必要とする河岸に關する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの)	道路法(昭和二十七年法律第七十一号)第一項に規定する道路の新設及び改築で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
3 奄美群島における道路のはまごとの改築及び修繕で第二条第三	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	港湾法第二条第五項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設のための施設及び改良並びに同法同項に規定する港湾施設用地の取得及び整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防のための施設に關する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一項に規定する河川(同法第三条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設に關する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの)	離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	

別表第二

事業の区分	国負担又は補助の割合
土地改良	十分の四から
林業施設	十分の八まで
文教施設	十分の五から
保健、衛生及び社会福祉施設	十分の八まで

○堀末治君登壇、拍手

只今議題となりました昭和二十九年度の揮発油譲与税に関する法律案につきまして、地方行政委員会内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

に定められた都道府県道の面積に按分して譲与するものとして、残額は国道と道路整備五カ年計画に定められた都道府県道以外の都道府県道との面積における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本法案は、政府が企図しております。而してその使途については、総額は修繕に充てなければならないのであります。なお、本法案は昭和二十九年度における揮発油税の收入は、その内容の概要を申上げますと、昭和二十九年度における揮発油税の收入の三分の一に相当する額を都道府県及び五大市に譲与することとして、そのうち四十八億円は道路整備五カ年計画に定められた都道府県道の改築又は修繕に充てなければならないのであります。また、本法案は昭和二十九年度限りの措置でありまして、昭和三十九年度以後のことは、今後政府にお

て、その内容の概要を申上げますと、昭和二十九年度における揮発油税の收入のうち四十八億円は、道路整備五カ年計画に定められた都道府県道の改築又は修繕に充てなければならないのであります。また、本法案は昭和二十九年度限りの措置でありまして、昭和三十九年度以後のことは、今後政府にお

いて研究することとなつております。

本法案は、他の地方税関係三法案と共に、三月十七日の本会議に上程されあと、本委員会に付託せられたのであります。本委員会におましましては、三月二十二日、塙田国務大臣の提案理由の説明を聴取し、五月六日、同十八日の二回に亘つて建設委員会と連合審査を行い、六月九日質疑を終了いたしました。その間ににおける質疑の要点は、揮発油税の徴収額の三分の一の額、その昭和二十九年度の見込額は七十九億円であります。これを地方に譲与する理由、二十九年度の揮発油税額を三百三十七億円と見込んだ根拠、本法案を二十九年度限りの年限法とした理由、三十年度以降の見通し、道路整備五カ年計画の内容、これが地方財政に及ぼす影響、譲与税額のうち四十八億円を道路整備五カ年計画のためには充當しなければならないこととした理由及び右四十八億円の使途の内訳、地方財政計画策定後に生じた右の措置によつて、地方財政の受けける影響及びその補填方法、譲与税額の按分の基準となる道路面積を補正する係数等についてあります。

本法案につきましてはすでに予算も成立しているのみならず、本法案に関連して政府が別途提出した道路整備費の財源等に關する臨時措置法の一部を改定する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法律もすでに成立を見て

いるのであります。ひとり本法案を放置するときは、地方財政に重大な歳入欠陥を生ずることにもなりますので、本委員会いたしましては、これら点に鑑み、審議を進めることとし、六月九日、質疑終了後、直ちに討論を行い、小林委員から、「本法案は一年限りの臨時措置であつて、譲与税の性質上、かかる措置は不適当と認められ、不満であるが、すでに予算並びに関連法案も成立したことであるから賛成する」旨の発言がありました。

以上を以て討論を終り、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと譲決いたした次第であります。

次に、只今議題となりました日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

本法案は、日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の締結に伴い、協定の実施に伴う地方税法の臨時特例を設けんとするものでありましまして、国際連合軍隊等に対する地方税法の適用につきまして、日本行政府の軍隊の地位に關する協定の締結に伴い、協定の実施に伴う地方税法の臨時特例を設けんとするものであります。

本法案につきましてはすでに予算も成立しているのみならず、本法案に関連して政府が別途提出した道路整備費の財源等に關する臨時措置法の一部を改定する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法律もすでに成立を見て

いるのであります。ひとり本法案を放置するときは、地方財政に重大な歳入欠陥を生ずることにもなりますので、本委員会いたしましては、これら点に鑑み、審議を進めることとし、六月九日、質疑終了後、直ちに討論を行い、小林委員から、「本法案は一年限りの臨時措置であつて、譲与税の性質上、かかる措置は不適当と認められ、不満であるが、すでに予算並びに関連法案も成立したことであるから賛成する」旨の発言がありました。

以上を以て討論を終り、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと譲決いたした次第であります。

三点は、軍人用販売機関等が、軍人、軍属及びこれらの家族が軍人用販売機関等の施設で遊興飲食する場合には遊興飲食税を、これらの人々が使用する電気、ガスのうち、派遣国がその料金を支払うべきものについては電気ガス税を、又これらの人々が軍隊に勤務することによつて得る所得のみを有する場合には道府県民税及び市町村民税を、それべく課さないことがあります。

伴い必要な国内法上の措置を講じますことは、我が国の国際法上の義務でもありますと共に、本法案は現に実施されている合衆国軍隊等に対する地方税法の特例に準ずる措置を講じようとするものでありますと、その内容も明らかでありますので、本委員会といたしましては、早急に審議を進め、六月九日、小林委員の動議により、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決に入り、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申上げます。

次に、只今議題となりました賃屋営業法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過の概要並びに結果について御報告いたします。

一本法案の提案理由としては、政府の説明によれば、賃屋の利息は純利のほかに賃物保管料、賃受手数料等を含んでおつて、一般の金利と異なる性質を持つておる上に、賃屋は法律によつて各種の防犯上の義務その他特別の義務を課せられており、社会経済上の必要から、古来の商慣習として、月暦による利息計算方法を広く採用しているので、別途政府提出にかかる出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案の日歩計算方式を刑罰法規の適用において全面的に採用することは不適当と考えられる。そこで賃屋営業の

点といたしましては、一、賃屋の利息計算方法については、暦による月の初めから末日までを一期とする月利計算方法、即ち入賃から出賃までの期間が同一暦月内であるときは一期、二以上の暦月に亘るときはその亘る月の数を一期の数として計算することを高金利処罰規定適用の場合の最高限度計算の方法として認めることとし、二、利率について、一期について出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律に定める日歩の三十日分を超えないこととし、三、その他必要な経過措置を定めたものであります。

地方行政委員会におきましては、三月十六日、政府の提案理由の説明を開いた後、数回に亘り委員会を開き、政府側との間に質疑応答を重ね、殊に本法案に関連して公益賃屋の実情について政府委員の説明を求め、賃屋営業の実態について検討を加える等、慎重なる審査を行なつた次第であります。

六月九日、討論に入り、小林委員は、「賃業者は法案の趣旨に鑑み、国民の生活に対する賃屋の使命達成に一層努力されたく、当局は業者の使命達成ができるよう善処されたいことを要望して本法案に賛成する」旨を述べられました。

一致を以て、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。

次に、只今議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申上げます。

地方制度の改革につきましては、幾多の問題を包含しているのであります。が、政府においては、これらの問題はすべて今後の検討に待つこととし、差当り警察法の改正に伴う技術的な規定の整備、その他必要最小限度の改正を行なうため本法案は提出されたものであります。

即ち改正の第一点は、警察法の改正に伴い地方自治法関係の規定を整備することであります。第二点は、市の人口要件を現行の三万から五万に引き上げることであります。但し現に促進中の町村合併に伴う市の新設については、この改正によつて支障を生ずることがないよう必要な経過規定を設けておられます。第三点は、財産区について、財政区の管理、財産又は營造物の処分、財政区をめぐる紛争の解決等についての規定を整備することであります。第四点は、市町村の助役が教育委員会の教育長を兼ねることができるのは、本年三月末日限りとなつておりま

以上が、政府原案の概要であります。が、これに対し衆議院におきましては、警察法案の衆議院修正に關連して、これと歩調を揃えるため三点について修正が行われております。

第一点は、五大都市、即ち指定市に、その所在する府県の府県警察事務を分掌させるために市警察部を置くこととしたため、別表第六中第三号に、「市警察部長」を加えることとしたところであります。第二点は、施行期日にに関するものであります。指定市に市警察部を置くことは、警察法施行後一年を経過してから実施することとしたため、別表第六第三号の改正規定中、「市警察本部長」に係る部分は、警察法施行の日から一年を経過した日から、その他の部分は、警察法施行の日から施行することとしたことであります。第三点は、警察法施行後一年間は、地方自治法中、公安委員会、警察の職員その他、都道府県警察に関する規定の適用については、指定市をもつて一の県とみなし、この場合においては、指定市を包括する府県は、指定市の区域を除いた区域をもつてその区域とみなす旨の規定を附則に加えることとあります。

本法案は、五月八日、本委員会に付託され、同十三日塙田國務大臣の提案理由の説明を開いたのであります。が、この際の問題提起をするにはする

本法案は、主として警察法の改正に伴う技術的な規定の整備をその内容といたしているのであります。従つて本委員会におきましては審議を進捗せしめ、五月十三日の質疑に統いて六月九日質疑を行いましたが、その間における塙國務大臣及び政府委員に対する質疑の要点は、財産区の実情、市の人口要件を五万に引き上げる理由、この引き上げが町村合併特に市の新設に及ぼす影響、市町村教育委員会の存廃についての政府の方針、市町村の助役の教育長兼務の状況、右兼務は不適当と認めるが、これに対する政府の見解、五大都市に警察を一年間存置することにより受けける地方財政上の影響等についてでありますでした。

言がありました。又、石村委員から、「事務費については、将来政府において国費で面倒を見るようになされたい」と要望し、賛成意見の開陳がありました。

上りを以て議論を終了し、お次の結果
果、本法案は、全会一致を以て、原案
通り可決すべきものと議決いたしまし
た。

次に、只今議題となりま

島復興特別措置法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

昨年十一月二十五日奄美群島が正式に我が國に返還せられ、終戦入年にして漸くここに奄美群島在住二十万同胞の祖国復帰の悲願が達成せられま

したことは、八千万国民のひとつしく歡喜おく能わざるところでありました。

今日、今なお根本的な復興対策は確立せられず、島民は疲弊困憊の中につ

て、政府の強力な施策を待望いたして
いるのであります。従つて総合的な復

與計画の樹立とその実施に関する事務の一元化及び計画の実施に要する経費についての国の援助は、緊急の要務

として熱望せられてゐるのであります。而してこれらの点につきまして

は、昨年十一月、第十七臨時国会において、奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案の

審議に際しましても、その必要が痛感せられたところでありまして、附帯決議におきましては、そのために必要な特別法の制定と共に政府に強く要望をいたした次第であります。

今般、衆議院提出にかかる本法案は、以上のよるな要望に応えようとするものでありまして、その内容の概要を申上げますと、第一に、奄美群島の特殊事情に基み総合的な復興計画を策定すると共に、これに基く事業を実施するものとし、第二に、この復興計画は、鹿児島県知事が計画案を作成し、内閣総理大臣が總理府に設置する奄美群島復興審議会の審議を経て決定するものとし、第三に、この計画に基く事業の実施に要する経費は、公共土木事業については国費の支弁とし、学校その他の他の復興事業については国の全額又は高率の負担とし、同地域の基幹産業である紬、黒糖、漁業及び電気事業の復興のため、これらの事業者に対する県の貸付金に対しては、国の財政資金から融資できることとし、第四に、事業の実施は、国費支弁事業については原則として鹿児島県知事、その他事業については県又は市町村が行うものとし、第五に、復興事業を総合的に実施するために、内閣総理大臣に総合調整権及び事業の実施者に対する指揮監督権を認めると共に、鹿児島県知事には現地における計画の総合的な実施のため、市町村長等に対する指揮

即ち本法案は、昭和三十六年二月末日までの時限法である。従つて復興計画はおおむね五カ年間を目途とし、これに要する経費は約百五十億である。本年度の復興事業に要する経費は奄美群島復興審議会に要する経費二十億のうちで賄

監督ができることとし、第六に、事業の実施の事務に従事する鹿児島県の現地職員は国家公務員とすることとし、第七に、総理大臣の権限の行使に関する事務、審議会に関する事務、その他復興計画の策定及びこれに基く事業の予算の執行に関する事務は、一括して自治庁が所掌するものとすること等であります。

う、復興計画は、本年十月三十一日までに決定することになっているが、右委員には関係各省の次官七、八名が入る。国会議員は国会議員としての資格においては委員とならない。国の負担割合は、例えば土地改良については十分の四から十分の八までというようない幅があるが、復興計画によつてその割合が決定される。開墾、干拓事業は、土地改良事業のうちに含めて取扱う。本法案は、離島振興法ではカバーできない特別の復興計画を行うためのものであつて、復興事業完了後においては離島振興法によることになる。本法案は衆議院提出であるが、政府としては、本法案は適切なものと考へていい。従つて本法案により復興事業を適切に実施する所存である。又、計画は地に付いた有効確実なものとし、水増しにならないように注意する。奄美群島に付替えられる。現地で復興事業に従事する県の職員は、特に國家公務員とし、地方事務官、技官等である。又行政機関職員定員法との関係では、同市町村長その他の機関等を指揮監督する

ことになつていて、例えば教育について知事が教育委員会を指揮監督すること、教育基本法、教育委員会法等にもとりはしないかことであるが、これは教育の内容を指揮監督するのではなく、復興事業についてであつて、多額の国費を負担する關係上の特別の措置である。又知事は、あらかじめ教育委員会に協議し、支障のないよううにする。国の補助事業に対する地元負担金については、交付税や起債で必要な財源を与える。復興事業の予算に関する見積り及び予算の執行に關する事務等は自治庁において掌理することになつてゐるが、これは自治庁がまとめ役になり、窓口を一つにすると共に、現地の行政機構を簡素強力にとする趣旨であつて、各省の意見は十分に反映せられることになつてゐる。憲法第九十五条との関係については、本法案は大島郡の復興事業についての国の行政措置に關するものであつて、一つの地方公共団体のみに適用される特別法ではない。又先に成立した奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律も同様の取扱である等の点であります。

官 報 (号 外)

の樹立とその適切な実施を期待する旨の発言がありました。又伊能委員からは、「同群島の急速な復興を図るために、本法案は機宜を得たものである。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

増額及び地方債の枠の拡大を図られたいといふもの、請願第二百九十五号、

号、第九百七十九号乃至第九百七十四号、第千七号、第千五十六号、第千九

三十七号、第千九百五十一号及び陳情
第五百三十八号は、営業用トラックの

らは、「同群島の急速な復興を図るため、本法案は機宜を得たものである。法文の体裁において整わないような点もあるが、本法案の円滑な施行を期待

する。又復興事業を総合の一元的に実施することは、地方行政上の一つの申上げます。

スト・ケースとしてこれに期待を寄せ
る「旨の賛成意見の表明がありました。

りました請願及び陳情を、行政、財
政、公用、各委、当方など、をもつてし
まし

以上を以て討論を終り、採決の結果、本法案は、全会一致を以て、可決され、政務秘制費、警察、消防及び選舉の六部門に分類して順次審査を行いました。

右 御報告申上げます。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより七案の採決をいたします。七案全部を問題に供します。七案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八君) 賛成者起立
〔賛成者起立〕
總員起立と認め

國られたいといふもの、陳情第四百十
一号は、地方公務員に停年制を設けら
ます。よつて七案は、全会一致を以
て、可決せられました。(拍手)

○議長(河井彌八君)　この際、日程の
号、第四百九十九号、第五百五十九号
れたいといふもの、陳情第四百十一

順序を変更して、日程第十六より第四十九までの諸題及び日程第六十三より第八十五までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事堀未治君。

昭和二十九年六月十五日 参議院会議録第六十二号 議事日程変更の件 行

書士法廃止反対に関する請願外五十六件

三十七号、第千九百五十一号及び謹情五百三十八号は、営業用トラックの自動車税を軽減せられたいといふもの、
千百七十一号、第千百八十一号、第千二百十六号、第千二百十七号、第千二百四十一号、第千三百八十二号、第千五百三十八号、第千七百十号、第千八百八十一号、第千八百十七号、第千八百二十九号、第千八百六十七号、第千八百七十六号、第千八百九十九号、第千九百四号、第千九百十七号、第千九百五十八号は、バスの自動車税を軽減せられたいといふもの、
第千九百五十八号は、自動車税の納期は年四回に改められたいといふもの、
七十七号は、日本国有鉄道等の直接その事業の用に供する資産に対して固定資産税を賦課できるようにして置かれたい
共に、その税率を軽減せられたいといふもの、
遊興飲食税は地方税として存置するが、
市町村に還元せられたいといふもの、
請願第千四百九十二号はすし業の、第千九百六十七号、第千九百九十四号、第千五百四十四号、第千七百五十五号、第千七百九十三号、第千八百二十五号、第千八百七十七号、第千九百三十八号、第千七百九十三号、第千八百二十五号、第千五百二十七号は簡易旅館等の遊興飲

税を軽減せられたといふもの、請願第二百二十号、第十四号、第十二百六十六号、第千二百七十八号、第千五百四十九号、第千三百三十九号、第千三百五十五号、第千四百九十三号、第千五百十一号、第千五百十七号、第千六百四十一号、第千九百六十三号、第二千六百八号は、事業税を軽減せられたいといふもの、請願第二千一百七十号、第千二百八十号、第千四百六十号、第千五百九十三号、第二千九十七号、第二千二百四十二号、第二千二百四十七号、陳情第三百四十六号、第六百六十六号は、国都道府県等の発送変電施設等に対し固定資産税を賦課できるようせられたいといふもの、請願第二千八百八十八号は、水産業協同組合共済会の地方税を非課税とせられたいといふもの、請願第二千八百九十六号は、群馬県の固定資産の評価基準を再検討し、低額修正の措置を講ぜられたいといふもの、請願第二千三百号は、入湯税に地域差を設定せられたいといふもの、請願第二千五百八十五号は、寒婦世帯の市町村民税を軽減せられたいといふもの、陳情第三百四十九号は、製氷、冷凍業に対し電気ガス税を免除せられたいといふものであります。

制限が設けられているが、これを緩和して、一般人と同一に取扱うよう措せられたいというのであります。請願の対象から書籍を除外せられたいとうのであります。

次は消防関係でありまして、陳情七十四号、同第八十五号、同第八十一号、同第三百三十一号、同第二百三号及び同第二百八十七号の六件は、消防署に従属させようとする企てがふるとすれば、これには絶対反対し、國家消防本部の独立性の強化拡充、中止の防災活動元化のため防災庁の設置、消防施設強化促進法による国庫助金の増額等を要望するというであります。

次は選挙関係でありますて、請願千九百三十四号、同千九百五十四号、同千九百五十七号、同千九百五十八号、同千九百八十三号、同二千百四十七号及び同二千四百四十九号の七件は、いずれも選挙を公然として、政界の淨化を期するため、公職選挙法におけるいわゆる連座制を強化する改正を行わないと趣旨であります。陳情第二百四号は、参議院全国選出議員について候補者が全国的に知名の者でない限り、一般有権者の投票に關する関心が薄く、地方区、全國区の混同記載、その他無効投票が多い等の欠点が認められるので、全部

区制を廃止せられたいといふのであります。

以上の諸願百六十件及び陳情三十四件は、慎重審議の結果、願意おおむね妥当と認め、これを議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたした次第であります。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(河井銘八君) 別に御発言あるければ、これより採決をいたします。これらの諸願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井銘八君) 過半数と認めます。よつて、これらの請願及び陳情は、採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(河井銘八君) 日程第五十より第六十一までとの請願及び日程第八十九より第九十七までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井銘八君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。内閣委員会理事長島銀蔵君。

○長島銀蔵君 登壇、拍手

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

請願及び日程第八十六より第九十七までの陳情につきまして、内閣委員会におきまして、当委員会に付託になつておる請願四百九件及び陳情五十七件の審査を行なつたのであります。日程第五十より日程第六十一までの請願及び日程第八十六より日程第九十二までの陳情は、いずれも恩給に関するものであります。二、三の例を挙げますと、一、公務員の給与改訂に伴う恩給増額改訂を要望するもの、二、旧軍人軍属の恩給と文官恩給との間の不均衡を是正してもらいたいといふもの、三、恩給金庫を設置してもらいたいといふもの等であります。又日程第六十二の請願及び日程第九十三の陳情は、奄美大島公務員の身分等に関する請願及び陳情であります。日程第九十四より日程第九十七までの陳情は、地方自治労働者の栄典制度確立に関するもの、港湾行政機構簡素化等に関するもの、北海道の国費事業予算早期実達等に関するもの、及び北海道開発事業費増額に関するものであります。内閣委員会におきましては、これらの請願者及び陳情者の要望に副い得るよう十分考慮せらるべきものと認めましたので、これらの請願及び陳情は、今後その施策及び事務処理上、これら

当院の会議に付し、内閣に送付するを
要するものと決定いたしました。
以上、御報告いたします。(拍手)
○議長(河井彌八君) 別に御発言もな
ければ、これより採決をいたします。
これらの請願及び陳情は、委員長報告
の通り採択し、内閣に送付することに
賛成の諸君の起立を求めます。

まして、議長において指名せられんことの動議を提出いたします。

○上林忠次君 私は、只今の石村君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 石村君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、銅料需給安定審議会委員に、藤野繁雄君、田中啓一君、飯島連次郎君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) この際、日程に追加して、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

内閣委員長から、人権委員会設置法案の審査並びに行政機関の整備等に関する調査。人事委員長から、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案の審査並びに国家公務員の給与問題等に関する調査。

地方行政委員長から、公職選挙法の一部を改正する法律案(市川房枝君外一名発議)、公職選挙法の一部を改正する法律案(館哲二君外二名発議)及び公職選挙法の一部を改正する法律案

(内閣提出閣法第七号)の審査並びに地方行政の改革に関する調査。

法務委員長から、接収不動産に関する

借地借家臨時処理法案の審査並びに

検察及び裁判の運営等に関する調査。

外務委員長から、国際情勢等に関する

調査。

大蔵委員長から、協同組合による保

険事業に関する法律案、接収解除ダイ

ヤモンドの処理等に関する法律案、銀

行法の一部を改正する法律案、国有の

炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する

特例法案、接収貴金属等の処理に関する

法律案及び補助金等に係る予算の執

行の適正化に関する法律案の審査並び

に租税、金融制度及び専売事業等に因

する調査。

文部委員長から、勤労青年教育振興

法案及び学校給食法案の審査並びに教

育、文化及び学術に関する調査。

厚生委員長から、医師法、歯科医師

法及び薬事法の一部を改正する法律の

一部を改正する法律案、水道法(内

閣提出)及び水道法(衆法第三五号、

予備審査)の審査並びに社会保障制度

に関する調査。

農林委員長から、自給肥料増産特別

法案、農民組合法案、織糸価格安

定法の一部を改正する法律案及び昭和

二十九年四月及び五月における凍霜害

等の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法の一部を改正する法律案

の審査並びに農林政策に関する調査。

案の審査並びに農林政策に関する調査。

水産委員長から、水産政策に関する調査。

中小企業委員長から、技術士法案、

通商産業委員長から、技術士法案、

中小企業等協同組合法の一部を改正す

る法律案、中小企業等協同組合法の一

部を改正する法律の施行に関する法律

案及び砂利採取法案の審査並びに通商

及産業一般に関する調査。

運輸委員長から、運輸一般事情に関する調査。

郵政委員長から、郵政事業の運営実

情に関する調査。

電気通信委員長から、電気通信事業

運営状況に関する調査及び電波行政に

する調査。

労働委員長から、けい肺法案及び労

働基準法の一部を改正する法律案の審

査並びに労働情勢一般に関する調査。

建設委員長から、建設業法の一部を

改正する法律案の審査及び建設行政に

関する調査。

経済安定委員長から、日本經濟の安

定と自立に関する調査。

決算委員長から、昭和二十七年度一

般会計歳入歳出決算、昭和二十七年度

特別会計歳入歳出決算、昭和二十七年

度政府関係機関決算報告書の審査及び

国家財政の經理及び国有財産の管理に

関する調査。

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 國家公安委員会委員

の任命に関する件

一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、日程第二 内閣及び總理府関係

法令の整理に関する法律案

一、日程第三 航空技術審議会設置

案

一、日程第四 元南西諸島官公署職

員等の身分、恩給等の特別措置に

関する法律の一部を改正する法律

案

一、日程第五 恩給法の一部を改正

する法律案

一、日程第六 行政機関職員定員法

の一部を改正する法律案

図書館運営委員長から、國会図書館の運営に関する件の審査について、それぞれ継続審査及び継続調査の要求書が提出しております。

これより委員会の継続審査及び継続調査について採決をいたしました。各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決しました。

これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 國家公安委員会委員

の任命に関する件

一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、日程第二 内閣及び總理府関係

法令の整理に関する法律案

一、日程第三 航空技術審議会設置

案

一、日程第四 元南西諸島官公署職

員等の身分、恩給等の特別措置に

関する法律の一部を改正する法律

案

一、日程第五 恩給法の一部を改正

する法律案

一、日程第六 行政機関職員定員法

の一部を改正する法律案

一、日程第七 総理府設置法の一部

を改正する法律案

一、日程第九 裁判所職員定員法等

の一部を改正する法律案

一、日程第十 日本国における國際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特別に

發油課税に関する法律案

一、日程第十一 質屋當業法の一部

を改正する法律案

一、日程第十二 地方自治法の一部

を改正する法律案

一、日程第十三 地方公務員法の一部

を改正する法律案

一、日程第十四 市町村職員共済組合法案

一、日程第十五 奄美群島復興特別

措置法案

一、日程第十六乃至第四十九の請願

一、日程第六十三乃至第八十五の陳情

一、日程第五十乃至第六十二の請願

一、常任委員長辞任の件

一、常任委員長の選舉

一、兩院法規委員辭任の件

一、兩院法規委員の選舉

一、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同

予備員の選舉

一、北海道開発審議会委員の選舉
選舉
一、飼料需給安定審議会委員の選舉
一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

出席者は左の通り。

議長 河井 順八君
副議長 重宗 雄三君

議員

河野 謙三君	佐藤 尚武君	吉田 萬次君	青柳 秀夫君
小林 武治君	小林 政夫君	森田 豊壽君	石井 桂君
岸 良一君	北 勝太郎君	宮本 邦彦君	関根 久藏君
片柳 真吉君	上林 忠次君	長谷山 行教君	吉田 利雄君
楠見 義男君	柏木 庫治君	滝井治三郎君	河井 亨弘君
赤木 正雄君	石黒 忠篤君	大矢半次郎君	井上 清一君
井野 碩哉君	加賀山之雄君	岡崎 眞一君	西川 弥平治君
森 八三一君	森田 義衛君	植竹 春彦君	堺 末治君
村上 義一君	宮城タマヨ君	松岡 平市君	池田 宇右衛門君
溝口 三郎君	山川 良一君	中川 幸平君	島津 忠彦君
廣瀬 久忠君	森 中山	左藤 義詮君	小林 菊平君
早川 慶二君	山縣 勝見君	青木 一男君	吉田 隆圓君
豊田 雅考君	青木 寿彦君	小瀧 彰君	草葉 繩平君
西田 隆勇君	後藤 文夫君	伊能繁次郎君	大谷 鎧漫君
土田国太郎君	福嶽君	榎原 亨君	大野 榮一君
杉山 昌作君	野田 後作君	古池 信三君	寺本 知治君
新谷寅三郎君	福嶽君	伊能繁次郎君	野村 吉三郎君
白井 勇君	高橋 衡君	大谷 賢雄君	木島 虎藏君
深水 六郎君	高橋進太郎君	大谷 賢雄君	三好 英之君
安井 謙君	高橋進太郎君	西岡 ハル君	木村 勝太郎君
横川 信夫君	仁田 竹一君	高橋 衡君	堺 木村君
木村 守江君	加藤 竹一君	太賀君	白波瀬米吉君
伊能 芳雄君	武德君	幸作君	島津 忠彦君

青柳 秀夫君	石井 桂君	井上 清一君	西川 弥平治君
関根 久藏君	吉田 利雄君	川口爲之助君	堺 末治君
吉田 萬次君	酒井 利雄君	谷口弥三郎君	池田 宇右衛門君
森田 豊壽君	井上 清一君	長島 銀蔵君	島津 忠彦君
宮本 邦彦君	西川 弥平治君	宮田 重文君	小林 菊平君
長谷山 行教君	大矢半次郎君	田中 啓一君	吉田 萬次君
滝井治三郎君	岡崎 真一君	石川 榮一君	岩沢 忠恭君
大矢半次郎君	植竹 春彦君	岡田 信次君	野村 吉三郎君
岡崎 真一君	松岡 平市君	大谷 鎧漫君	木村 勝太郎君
石原幹市郎君	中川 幸平君	寺尾 曹君	堺 木村君
西郷吉之助君	左藤 義詮君	大野木秀次郎君	白波瀬米吉君
岡田 信次君	青木 一男君	菊田 七平君	島津 忠彦君
北村 一男君	小瀧 彰君	坂本 錦三君	小林 菊平君
大谷 鎧漫君	伊能繁次郎君	八木 幸吉君	吉田 萬次君
寺尾 曹君	大谷 賢雄君	坂森 順造君	岩沢 忠恭君
大野木秀次郎君	西岡 ハル君	紅露 みつ君	有馬 英二君
中川 以良君	高橋 衡君	最上 英子君	鈴木 強平君
津島 壽二君	太賀君	英子君	武藤 常介君
古池 信三君	太賀君	坂森 順造君	定義君
伊能繁次郎君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
大野木秀次郎君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
菊田 七平君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂本 錦三君	太賀君	坂森 順造君	定義君
八木 幸吉君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂本 錦三君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	武藤 常介君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	定義君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	有馬 英二君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君	鈴木 強平君
坂森 順造君	太賀君	坂森 順造君</td	

昭和二十九年六月十五日 參議院會議錄第六十二号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定価一部十五円
行所 東京都新宿区市谷本村町五
大藏省印刷局